

令和2年第1回東大和市議会定例会会議録第1号

令和2年2月21日（金曜日）

出席議員（21名）

1番	二宮由子君	2番	大后治雄君
4番	実川圭子君	5番	森田真一君
6番	尾崎利一君	7番	上林真佐恵君
8番	中村庄一郎君	9番	根岸聡彦君
10番	木下富雄君	11番	森田博之君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田正民君
14番	和地仁美君	15番	佐竹康彦君
16番	荒幡伸一君	17番	木戸岡秀彦君
18番	東口正美君	19番	中間建二君
20番	大川元君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員（なし）

議会事務局職員（4名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	並木俊則君
主任	櫻井直子君	主任	高石健太君

出席説明員（32名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	田代雄己君
総務部長	阿部晴彦君	市民部長	村上敏彰君
子育て支援部長	吉沢寿子君	福祉部長	田口茂夫君
福祉部参事	伊野宮崇君	環境部長	松本幹男君
都市建設部長	鈴木菜穂美君	学校教育部長	田村美砂君
学校教育部参事	佐藤洋士君	社会教育部長	小俣学君
企画課長	荒井亮二君	行政管理課長	木村西君
秘書広報課長	五十嵐孝雄君	財政課長	鈴木俊也君
総務管財課長	岩本尚史君	職員課長	矢吹勇一君

保険年金課長 岩野秀夫君
子育て支援部 榎本豊君
副参事
福祉推進課長 嶋田淳君
健康課長 志村明子君
土木課長 寺島由紀夫君
教育総務課長 石川博隆君

課税課長 真野淳君
保育課長 関田孝志君
障害福祉課長 小川則之君
環境課長 宮鍋和志君
下水道課長 廣瀬裕君
中央公民館長 佐伯芳幸君

議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 市長施政方針表明

第 4 諸報告

(1) 市長報告

(2) 議長報告

第 5 第 1 号議案 令和 2 年度東大和市一般会計予算

第 6 第 2 号議案 令和 2 年度東大和市国民健康保険事業特別会計予算

第 7 第 3 号議案 令和 2 年度東大和市土地区画整理事業特別会計予算

第 8 第 4 号議案 令和 2 年度東大和市介護保険事業特別会計予算

第 9 第 5 号議案 令和 2 年度東大和市後期高齢者医療特別会計予算

第 10 第 6 号議案 令和 2 年度東大和市下水道事業会計予算

第 11 第 2 号報告 専決処分の報告について

第 12 第 3 号報告 専決処分の報告について

第 13 第 1 号同意 東大和市副市長の選任について

第 14 第 1 号諮問 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

第 15 第 7 号議案 東大和市災救助基金条例の一部を改正する条例

第 16 第 8 号議案 東大和市敬老金支給条例の一部を改正する条例

第 17 第 9 号議案 東大和市営住宅条例の一部を改正する条例

第 18 第 10 号議案 東大和高齢者住宅条例の一部を改正する条例

第 19 第 11 号議案 東大和市介護保険条例の一部を改正する条例

第 20 第 12 号議案 東大和市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

第 21 第 13 号議案 東大和市非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

第 22 第 14 号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

第 23 第 15 号議案 東大和市遊び場条例の一部を改正する条例

第 24 第 20 号議案 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

第 25 第 21 号議案 東京都市町村職員退職手当組合規約の変更について

第 26 第 22 号議案 東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村公

平委員会共同設置規約の変更について

- 第 27 第 23 号議案 東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 第 28 第 24 号議案 東大和市子ども・子育て憲章について
- 第 29 第 25 号議案 東大和市健幸都市宣言について
- 第 30 第 26 号議案 損害賠償額の決定及び和解について
- 第 31 第 16 号議案 平成 31 年度東大和市一般会計補正予算（第 4 号）
- 第 32 第 17 号議案 平成 31 年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 33 第 18 号議案 平成 31 年度東大和市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 34 第 19 号議案 平成 31 年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 35 陳情の付託

本日の会議に付した事件

議事日程第 1 から第 35 まで

午前 9時31分 開会・開議

○議長（中間建二君） ただいまから、令和2年第1回東大和市議会定例会を開会いたします。

○議長（中間建二君） 直ちに、本日の会議を開きます。

○議長（中間建二君） ここで、本定例会における会期等議会運営に関する件について、議会運営委員会委員長、佐竹康彦議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 佐竹康彦君 登壇〕

○15番（佐竹康彦君） おはようございます。

去る2月14日及び本日の開会前に、議会運営委員会が開催されましたので御報告申し上げます。

まず、定例会の会期であります、本日2月21日より3月18日までの27日間といたします。

会議録署名議員は、5番 森田真一議員、17番 木戸岡秀彦議員の2名であります。

本日は、会議録署名議員の指名、会期の決定、市長施政方針表明、市長・議長の諸報告の後、第1号議案から第6号議案までの6議案を一括上程した後、議長発議により予算特別委員会を設置し、これを付託いたします。その後、第2号報告、第3号報告、第1号同意、第1号諮問に続いて、第7号議案から第15号議案、第20号議案から第26号議案、第16号議案から第19号議案を順次審議した後、会期中審査分の陳情の付託を行います。なお、第14号議案につきましては厚生文教委員会に審査を付託いたします。

2月22日から25日は休会となります。

2月26日は、午前9時30分から、議案等審議を予定しておりますが、本日中に予定されている議案等審議が全て終了した場合は、2月26日は休会といたします。

2月27日は、市長施政方針に対する代表質問となります。

2月28日及び3月2日から3月5日の5日間は、一般質問となります。

3月6日から17日までは休会とし、その間に常任委員会等を開催いたします。

常任委員会等の日程について申し上げます。

3月9日、午前9時30分から総務委員会を、3月10日、午前9時30分から厚生文教委員会を、3月11日、午前9時30分から建設環境委員会をそれぞれ開催いたしますが、審査案件等がない場合は開催いたしません。

3月12日、13日及び16日の3日間は、午前9時30分から予算特別委員会を開催いたします。また、予算特別委員会3日目である3月16日の予算特別委員会終了後に、審査案件等があった場合のみ、議会運営委員会を開催いたします。

3月18日、最終日は、常任委員会及び予算特別委員会の審査報告後、議事運営を休憩し、休憩中に土地開発公社評議員会を開催いたします。再開後、第1号報告に続いて、議員提出議案審議、閉会中審査分の請願及び陳情の付託を行い、継続審査議決、議員派遣議決をした後、閉会となります。

代表質問通告書の提出期限は、2月25日、正午となっております。この代表質問通告書の確認等を行うため、2月27日、午前9時15分から議会運営委員会を開催いたします。

予算特別委員会資料要求の提出期限は、3月2日、午後5時となります。

議員提出議案の提出期限は、3月10日、正午となります。

今定例会での一般質問通告者は18名です。

2月14日、正午までに受理した陳情は5件ございました。そのうち、2第4号陳情及び2第5号陳情につきましては、関連する第24号議案の議決後に改めて付託先等について協議することとなり、一時保留となっております。

以上が、今定例会の日程等について議会運営委員会で協議いたしました報告となります。

また、現在流行している新型コロナウイルス等感染症対策について、本市議会におきましては、1、手洗い、うがいを頻繁に行うようにすること。2、せき、くしゃみをする際は、マスクやティッシュ、ハンカチを使用して口や鼻を押さえるせきエチケットを守ること。3、マスク着用や消毒液を利用して、各自で予防に努めること。4、会議中、発言する際も、マスクを着用することについて制限しないものとする。

以上、今定例会中実施することを決定いたしましたので、皆様におかれましては、御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

[議会運営委員会委員長 佐竹康彦君 降壇]

○議長（中間建二君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告を終了いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中間建二君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長より指名いたします。

5番 森田真一 議員

17番 木戸岡秀彦 議員

を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（中間建二君） 日程第2 会期の決定を議題に供します。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日2月21日から3月18日までの27日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

日程第3 市長施政方針表明

○議長（中間建二君） 日程第3 市長施政方針表明を行います。

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

令和2年第1回市議会定例会の開会に当たりまして、市政に対する所信を申し述べ、市議会並びに市民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

内閣府が発表しました令和2年1月の月例経済報告では、日本経済における景気は、輸出が引き続き弱含む

中で、製造業を中心に弱さが一段と増しているものの、緩やかに回復していると分析されています。

また、先行きにつきましては、当面弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される一方で、海外経済における通商問題や中国経済の先行き、英国のEU離脱、中東地域を巡る情勢等の動向等や消費税率引上げ後の消費者意識の動向に留意していく必要があるとされております。

国の新年度予算案につきましては、経済再生と財政健全化の両立に向けて、消費税増収分を活用した社会保障の充実や経済対策の着実な実行、歳出改革の取組の継続を行っていくこととされております。

また、東京都の新年度予算案につきましては、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を成功させ、東京が世界で輝き続ける未来を創ることを目指し、東京2020大会開催による次世代へ継承するレガシーの創出や成長を生み続ける成熟都市としての進化、無駄の排除の徹底による財政基盤の強化を行っていくこととされております。

国や東京都の施策は、誰もが生きがいを持ち活躍できる社会の実現に向けて取り組んでいくものであり、市といたしましても、引き続き国や東京都と連携して施策を推進していく必要があると考えております。

このような状況を踏まえ、令和2年度の市政運営につきましては、第二次基本構想が目指す「人と自然が調和した生活文化都市 東大和」の将来都市像を実現するため、第四次基本計画に体系づけられました施策を着実に実施するとともに、限られた財源を重要施策に配分することにより、将来にわたって活力あるまちであり続けるための取組を率先して行ってまいります。

また、令和2年度は、市制50周年を迎えるとともに、東京2020大会も開催され、市として大きな節目の年となりますことから、関係する事業を着実に実施してまいります。

それでは、初めに私が考えております令和2年度の重要施策について5点申し上げます。

第1の重要施策は、子ども・子育て支援施策の充実についてであります。

日本一子育てしやすいまちの実現を目指し、市民の皆様、地域の関係者・事業者の皆様及び市が相互に協力し、取り組んでいくための子ども・子育てに関する共通の理念・指針となる、子ども・子育て憲章につきまして、市制50周年記念事業としての発表に向け、取り組んでまいります。

また、子供や若者、子育て世代への支援施策につきましては、令和2年3月に策定します、子ども・子育て未来プランに基づき、総合的に推進してまいります。

保育園の待機児童対策につきましては、慢性的な保育士の人材不足の影響、女性の就業率の上昇、出生数の推移、国による幼児教育・保育の無償化の影響などを注視し、保育需要等の現状を踏まえ、各種事業を行っていく必要があると考えております。

保育園の施設整備につきましては、谷里保育園分園の開園により定員拡大を図るとともに、南街地域の民間保育園の整備や、東京都水道局用地の活用による保育施設の整備に取り組み、待機児童解消に努めてまいります。

また、保育士の人材不足の解消につきましては、保育士を確保しやすい環境を整備するため、保育補助者雇上補助を実施するほか、人材派遣に要する費用の一部補助、保育士宿舍借上支援補助、保育士等駐車場確保支援補助及び保育士面接会の開催などを引き続き実施してまいります。

保育体制の充実につきましては、年末保育・休日保育やベビーシッター利用支援事業、病児・病後児保育を引き続き実施してまいります。

障害児の受入れにつきましては、必要となる園において保育士等の追加配置を行うとともに、重度の障害児に対しましては、認可保育園に訪問看護師を派遣する事業を引き続き実施してまいります。

学童保育の充実につきましては、学童保育所運営業務の民間委託により、新たなサービスを導入し、保護者のニーズに応えるとともに、引き続き、放課後子ども教室及び教育委員会との連携を図り、放課後の子供たちの居場所づくりのさらなる充実に取り組んでまいります。

また、引き続き、民間学童保育所を運営する法人に必要な経費を補助し、待機児童対策と合わせて、法人の独自性を生かしたサービスの提供を行ってまいります。

子育て環境の充実につきましては、妊娠、出産、子育てに関する切れ目のない支援を行うため、引き続き、母子保健コーディネーターや保育コンシェルジュを配置するとともに、民間保育園3園及び児童館6館の子育てひろばや、子ども家庭支援センターのかるがもひろばにおきまして、相談支援を行ってまいります。

また、やまとあけぼの学園の老朽化対策につきましては、旧みのり福祉園跡地の活用を含め、引き続き検討を進めてまいります。

続きまして、第2の重要施策は、教育施策の充実についてであります。

東大和市の教育に関する大綱及び第二次学校教育振興基本計画に基づき、市と教育委員会が連携して、児童・生徒の確かな学力の習得や豊かな人間性の形成及び健康・体力の増進を目指した教育施策を着実に推進してまいります。

学力の向上につきましては、引き続き、小中学校全校を学力向上推進校に指定し、児童・生徒の学力向上に向けた取組を推進していくとともに、少人数学習指導員やティームティーチャーを配置し、個に応じたきめ細かな授業を行ってまいります。

また、新学習指導要領を踏まえ、英語教育のさらなる充実を図るため、英語指導助手としてのALTの中学校への配置を拡充してまいります。

さらに、学習支援が必要な児童・生徒を主な対象とした、地域未来塾の実施により、学習環境の確立と基礎学力の定着を図ってまいります。

児童・生徒の健全育成につきましては、いじめ防止対策推進条例に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進してまいります。また、引き続き、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを配置して、教育相談体制を確保してまいります。

地域に開かれた特色ある学校づくりにつきましては、学校と地域住民が一体となり学校運営に取り組む学校運営協議会の設置を促進してまいります。

オリンピック・パラリンピック教育につきましては、その集大成としまして、東京2020大会における児童・生徒の競技観戦を安全かつ着実に実施し、かけがえのない記憶となる貴重な機会を創出するなど、内容の充実を図ってまいります。

学校における働き方改革につきましては、引き続き、教員の事務的補助を行うスクールサポートスタッフを小中学校全校に配置してまいります。また、新たに部活動指導員を中学校に配置するとともに、校務用パソコンに統合型校務支援ソフトを導入し、事務の効率化を図り、教育指導の質の向上を図ってまいります。

学校施設の環境整備等につきましては、小中学校体育館の空調機器の設置を計画的に行ってまいります。また、新たに中学校のトイレの洋式化工事を行うとともに、小中学校のトイレの尿石除去清掃を引き続き行ってまいります。

学校給食センターにつきましては、引き続き、食品ロスの削減や食育のさらなる充実に取り組むとともに、安心・安全な学校給食の提供に努めてまいります。

小中学校の適正規模及び適正配置等のあり方につきましては、今後確実に進行する少子化をはじめ、市の教育環境を取り巻く様々な状況を踏まえながら、公共施設等総合管理計画に基づき、将来にわたって持続可能な教育環境の整備について、検討を進めてまいります。

市の郷土文化財の保存・活用につきましては、旧日立航空機株式会社変電所の保存等に向け、引き続き、ふるさと納税制度を通じて、全国の皆様からの寄附をお願いするとともに、保存等改修工事を行ってまいります。続きまして、第3の重要施策は、健康・福祉施策の充実についてであります。

シニアが活躍できるまちの実現を目指していくためには、生涯にわたって健康で生き生きと豊かな人生を送ることができるまちづくりが必要であります。このことから、市民の皆様が、健康で幸せに暮らすことができるよう、健幸都市宣言につきましては、市制50周年記念事業としての発表に向け、取り組んでまいります。

また、健康施策につきましては、健幸都市の実現に向けた東大和市健康寿命延伸取組方針アクションプランに基づき、産官学民で連携した「快腸プロジェクト」をはじめとする新たな事業などに取り組むほか、令和3年度から計画期間が始まります、第2次健康増進計画を策定してまいります。

また、健康寿命の延伸に向けて、認知症の早期発見・早期対応を図るため、新たに認知症検診推進事業を実施するほか、引き続き、東大和元気ゆうゆうポイント事業や東大和元気ゆうゆう体操の普及啓発に努めてまいります。

さらに、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、引き続き地域包括ケアシステムの充実を図りながら、市民の皆様へのさらなる普及啓発に努めてまいります。

保健・医療につきましては、誰も自殺に追い込まれることのないまちを目指して、令和3年度から計画期間が始まります、自殺対策計画を新たに策定してまいります。

疾病の予防につきましては、令和2年10月から開始されるロタウイルスワクチンの定期接種を適切に実施してまいります。また、未成年の方に対します骨髄移植後の予防接種の再接種費用の助成を新たに実施し、保護者の皆様の経済的負担の軽減を図ってまいります。

歯科保健につきましては、30歳を対象に加えた、成人歯科健診を引き続き実施し、かかりつけ歯科医の定着などに取り組んでまいります。

続きまして、第4の重要施策は、防災施策の充実についてであります。

近年多発する地震災害や豪雨災害等の教訓を踏まえ、令和2年3月に見直しを行う地域防災計画を実効性のあるものとするため、関連するマニュアルの整備や災害発生時に持ち運び可能な災害対策用無線機の更新を進めてまいります。

また、安全・安心に関する情報を的確に伝達するため、引き続き固定系防災行政無線の更新工事を実施し、多様な情報伝達手段との連携について検討を進めるとともに、防災マップや洪水等ハザードマップ等の配布を通じて防災情報の周知に努めてまいります。

防災体制の充実につきましては、災害対策用備蓄品として車椅子の方も利用できるトイレ用テントの配備や、避難所となる小学校5校への特設災害公衆電話の設置、災害時に優先的につながりやすくなる携帯電話を導入してまいります。

消防力の向上につきましては、第三分団の消防ポンプ車を更新するとともに、消防団員用無線機の導入を進

めてまいります。

続きまして、第5の重要施策は、環境施策の充実についてであります。

公園の整備につきましては、国の補助制度を活用した公園施設の長寿命化を引き続き進めるため、公園施設長寿命化計画の改訂を行ってまいります。

また、特色ある公園の整備につきましては、東京都水道局用地を借用し、魅力的な遊具のある公園を設置していくための基本設計を行ってまいります。

廃棄物の減量と適正処理につきましては、一般廃棄物処理基本計画に基づき、市民の皆様及び事業者と協働で取り組む廃棄物の減量を目指し、特に、資源物につきましては、購入したお店に戻す「マイバッグ 資源を入れて お買い物」の意識を広く市民の皆様に御理解いただき、さらなる廃棄物の減量を進めてまいります。

庁用自動車の更新につきましては、環境に配慮し、電気自動車を導入してまいります。

PCB廃棄物につきましては、引き続き、法定期限内の全廃に向け、計画的な処分に取り組んでまいります。私が考えております重要施策につきましては以上の5点であります。次に、重要施策で申し上げました施策以外の令和2年度に取り組む主な施策につきまして、第四次基本計画の施策の体系に沿って、申し上げます。

初めに、豊かな人間性と文化をはぐくむまちづくりについて申し上げます。

最初に、学校教育の充実について申し上げます。

学校教育につきましては、引き続き、校長のリーダーシップによる特色ある学校づくりや、小中一貫教育を推進してまいります。

次に、生涯学習の充実について申し上げます。

生涯学習につきましては、生涯学習・生涯スポーツ推進計画に基づき、各種事業を進めるとともに、計画の中間見直しに向けた準備を進めてまいります。また、市制50周年記念事業としまして、公民館、図書館、郷土博物館におきまして、市の魅力の再確認や発見ができるような地域資料展などを実施してまいります。

公民館事業につきましては、狭山公民館外壁改修及び屋上防水等工事を実施してまいります。

また、図書館事業につきましては、中央図書館の外壁等改修工事を実施してまいります。

郷土博物館事業につきましては、引き続き、学校教育との連携を深めるとともに、プラネタリウム投影機を最大限に生かした事業を実施してまいります。

次に、青少年の健全育成について申し上げます。

青少年の健全育成につきましては、学校・家庭・地域や関係機関と連携を図り、子供たちが健やかに育つ環境づくりに努めてまいります。

次に、市民文化の振興について申し上げます。

市民会館につきましては、指定管理者と連携し、魅力ある施設運営に取り組み、市民の皆様の芸術文化活動の振興に努めてまいります。

国の登録有形文化財である（仮称）東大和郷土美術園につきましては、春・秋の特別公開の内容の充実や適切な施設管理に努めてまいります。

市の指定文化財である里正日誌につきましては、引き続き、解説・編集作業を行い、刊行してまいります。

次に、スポーツ・レクリエーションの推進について申し上げます。

健康増進と運動習慣の定着につきましては、市制50周年記念事業としまして、2020年度特別巡回ラジオ体操・みんなの体操会を株式会社かんぼ生命保険、日本放送協会及びNPO法人全国ラジオ体操連盟との共催に

より実施してまいります。

体育施設等につきましては、令和2年度から、新たな指定管理期間が始まりますことから、指定管理者と連携を図り、市民のスポーツ・レクリエーションの推進を図ってまいります。

続きまして、健康であたたかい心のかよいあうまちづくりについて申し上げます。

初めに、保健・医療の充実について申し上げます。

がん対策につきましては、市民の皆様の利便性の向上を図り、がんの早期発見・早期予防につなげるため、肺がん検診の実施場所を保健センターのほか、新たに市内医療機関を加えるなど、受診の機会を拡充してまいります。

次に、高齢者保健福祉の推進について申し上げます。

高齢者保健福祉につきましては、高齢者が、健康で自立した豊かな生活を送ることができるよう、高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画に基づき、事業を進めてまいります。

介護保険料につきましては、低所得者に対する負担軽減をさらに充実させるとともに、被保険者の利便性の向上を図るため、コンビニエンスストア収納や納付額通知を、引き続き実施してまいります。

また、令和3年度から計画期間が始まります、高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画を策定してまいります。

次に、障害者福祉の推進について申し上げます。

障害者福祉につきましては、障害のある方の高齢化・重度化を見据えて、市、東大和市総合福祉センターは〜とふる及び地域生活支援センター「ウエルカム」を中心に、様々な関係機関と連携しながら障害のある方の地域生活を支える仕組みとして、地域生活支援拠点を整備してまいります。

また、令和3年度から計画期間が始まります、第2次障害者総合プランを策定してまいります。

次に、児童福祉の推進について申し上げます。

児童福祉につきましては、児童虐待の未然防止及び早期発見を目的として、児童・生徒向けの相談支援カードを作成してまいります。

子供や高齢者への見守りにつきましては、市内の事業者の協力を得て、東大和市子ども・高齢者見守りネットワーク〜大きな和〜による見守り支援を行ってまいります。

次に、社会保障の充実について申し上げます。

国民健康保険事業につきましては、東京都を財政運営の責任主体とする広域化後も、厳しい財政運営となっております。引き続き、被保険者の健康の保持・増進や、医療費の適正化に努めるとともに、財政健全化計画を遂行することにより、安定的な運営に取り組んでまいります。

後期高齢者医療事業につきましては、東京都後期高齢者医療広域連合は、従前と同様の特別対策等により後期高齢者医療保険料の抑制を図った上で、令和2年度の保険料率改定を行いました。

引き続き、制度に係る動向を注視するとともに、高齢者が安心して医療を受けられるよう、東京都後期高齢者医療広域連合及び関係区市町村との連携を図り、円滑な事業の運営に努めてまいります。

生活困窮者の支援につきましては、東大和市くらし・しごと応援センター そえるにおいて、引き続き、断らない相談支援により、個々の状況に応じた適切な支援を実施するほか、貧困の連鎖を防止するための子供の学習・生活支援事業などを行ってまいります。

次に、地域福祉の推進について申し上げます。

地域福祉施策につきましては、第5次地域福祉計画に基づき、引き続き、地域における支え合いの福祉を推進するとともに、令和3年度から計画期間が始まります、第6次地域福祉計画を策定してまいります。

また、東京都福祉のまちづくり条例に基づき、高齢者や障害のある方を含む全ての人が安全で快適に移動できるよう、引き続き、歩道の段差解消等のバリアフリー化を推進してまいります。

続きまして、暮らしと産業が調和した活力あるまちづくりについて申し上げます。

初めに、勤労者福祉の向上について申し上げます。

雇用の創出につきましては、就職を希望する市民の皆様に就業の機会が提供できるよう、東京しごと財団との共催による就活セミナーの開催、公共職業安定所等関係機関との連携による就職情報室の円滑な運営や就職面接会等を開催してまいります。

次に、消費生活の充実について申し上げます。

消費者保護につきましては、相談機関である消費生活センターの周知に取り組むとともに、悪質商法や契約トラブルなどの被害を防止するため、啓発活動や関係機関との連携に努めてまいります。

次に、都市農業の振興について申し上げます。

農業及び農地につきましては、安全・安心な農産物を供給するだけでなく、学習・体験の場や防災空間としての機能など、多面的な役割を果たしておりますことから、地域資源の一つと捉え、保全を図ってまいります。

また、農業経営の基盤強化につきましては、農業者が行う農産物の品質や生産量を向上させるための事業に対し、引き続き支援を行うとともに、効率的かつ安定的な経営が確立できるよう、認定農業者制度の普及・啓発を行ってまいります。

次に、商工業の振興について申し上げます。

商工業につきましては、市民の皆様の消費生活を支える商店街等の活性化を図るため、東大和市商工会及び商店街等が自主的に取り組むイベント事業に対する支援を引き続き行ってまいります。

また、小規模事業者の経営の安定化のため、東大和市商工会が実施する中長期的な経営計画に対応できる融資制度を支援してまいります。

創業支援につきましては、商工会や中小企業大学校東京校及び市内金融機関等と連携を図りながら、創業支援事業計画に基づいた事業を支援するとともに、活気ある商店街づくり事業と連動した取組により、市内における創業の支援強化に努めてまいります。

次に、観光事業の推進について申し上げます。

観光事業につきましては、市民の皆様による観光イベントとして地域住民の交流を促進し、にぎわいを創出するため、うまかんべえ〜祭を開催し、地元食材を活用したグルメコンテストを実施してまいります。

また、狭山丘陵や多摩湖等の観光資源の魅力を高めるため、狭山丘陵観光連携事業により構築した都立公園や民間企業等との連携を深めてまいります。

観光資源情報の発信につきましては、観光ボランティアガイドと連携した取組の推進や、観光・子育てアプリケーション「東大和スタイル」等の活用を図ってまいります。

続きまして、環境にやさしく安全で快適なまちづくりについて申し上げます。

初めに、市街地の整備について申し上げます。

都市マスタープランで掲げた方針の実現に向け、引き続き、協働のまちづくりに取り組んでまいります。

立野一丁目土地区画整理事業につきましては、換地処分が完了し、引き続き、清算金の徴収事務を進めてま

います。

下水道事業につきましては、下水道総合計画に基づき、施設の維持管理及び安全対策に取り組むとともに、下水道施設の長寿命化のためのストックマネジメント事業を実施してまいります。

また、地方公営企業法を適用し、下水道事業の効率的かつ安定的な経営に努めてまいります。

次に、良好な住宅環境の形成について申し上げます。

建築物の耐震改修の促進につきましては、耐震改修促進計画に基づき、建築物等の所有者の主体的な取組を促し、地震に備えた都市づくりを進めてまいります。

マンションの適正管理につきましては、東京都から事務の委任を受けた、東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例に基づく、マンションの管理状況の届出受理に関する事務を行ってまいります。

また、空き家対策につきましては、実態調査の結果を踏まえ、空家等対策計画の策定に向けた準備を進めてまいります。

次に、道路・交通の整備について申し上げます。

都市計画道路3・4・17号桜街道線につきましては、令和元年8月に取得した事業認可に基づき、用地買収に着手するとともに、道路築造に向けた調整を進めてまいります。

幹線道路や生活道路につきましては、市内全域の舗装補修計画策定のための調査を実施するとともに、計画的に道路改修工事や舗装補修などを行い、適切な維持管理に努めてまいります。また、土砂災害警戒区域等に指定された市道第8号線のブロック積み擁壁の点検調査を行い、危険防止の対策を検討してまいります。

コミュニティバスにつきましては、将来にわたり持続可能なものとするため、引き続き、利用促進に取り組んでまいります。

コミュニティタクシーにつきましては、試行運行において乗車目標の達成が図られるよう、地域の皆様及び運行事業者との協働の取組を進めてまいります。

交通安全対策につきましては、関係機関と連携して、車両や自転車等の交通ルールやマナー向上の普及啓発を図るとともに、道路交通環境の整備や注意喚起に取り組み、事故防止に努めてまいります。また、引き続き、高齢者の運転免許の自主返納を促進する取組を実施してまいります。

自転車等の駐車対策につきましては、利用者の皆様が快適に安心して駐車できる環境づくりに努めるとともに、放置自転車等の対策を継続して実施し、駅周辺の公共空間の安全や機能の確保を図ってまいります。

次に、緑の保全・創出について申し上げます。

緑地の保全及び緑化の推進につきましては、第二次緑の基本計画等に基づき、花づくりが楽しめる環境を整備するとともに、緑と水の資源をつなぐネットワークづくりを進めてまいります。

また、令和元年10月に発生しました台風第19号の影響により、狭山緑地の土砂崩れにつきましては、1日も早い復旧に努めてまいります。

次に、防災・防犯体制の推進について申し上げます。

地域防災力の向上につきましては、防災モデル地区事業としまして、図上訓練の実施を継続するとともに、女性や地域の災害時要配慮者の視点を考慮した自主防災組織の育成・支援に努めてまいります。

さらに、東日本大震災を風化させないために、防災フェスタを引き続き実施してまいります。

消防団活動の支援につきましては、創設50周年を迎える東大和市消防団の記念誌を発行するとともに、消防施設の適正な管理のため、老朽化した火の見やぐらの解体を実施してまいります。

局地的集中豪雨などによる浸水対策につきましては、雨水浸透施設の整備や雨水排水施設の清掃を継続して実施していくとともに、公共下水道雨水整備事業の実施に向けた準備を進めてまいります。

防犯対策につきましては、引き続き防犯パトロール事業、安全安心情報送信事業、防犯用品支給事業を実施し、安全・安心な地域を目指してまいります。

小学校の安全対策につきましては、通学路に設置しました50台の防犯カメラの適切な管理・運用に努めてまいります。また、通学路等の合同点検を、保護者、東大和警察署、学校等と実施しておりますことから、点検の結果、対策が必要な箇所につきましては、状況に応じて適切に対処してまいります。

次に、廃棄物の減量とリサイクルの推進について申し上げます。

廃棄物の減量につきましては、民間事業者との協働によるペットボトルの回収事業を進め、市の処理量の削減に取り組んでまいります。

次に、環境の保全について申し上げます。

地球環境の保全につきましては、地球温暖化防止に係る啓発に努めるとともに、再生可能エネルギーの活用につきましては、前向きに、調査・研究を進めてまいります。

続きまして、相互の理解と協力に支えられるまちづくりについて申し上げます。

初めに、人権尊重・男女共同参画社会の確立について申し上げます。

男女共同参画推進計画につきましては、令和3年度から計画期間が始まります次期計画の策定作業を進めてまいります。

次に、情報通信技術を活用した豊かな社会の実現について申し上げます。

情報化の推進につきましては、第四次情報化推進計画に基づき、事業を実施してまいります。また、市の保有するデータにつきましては、国のオープンデータ戦略に基づき、公開が可能な情報から順次公開するよう取り組んでまいります。

社会保障・税番号制度につきましては、引き続き、他の自治体等との情報連携の安定的な運用に努めてまいります。

マイナンバーカードの普及や多目的利用につきましては、国が進めますマイナポイントを利用した消費活性化策や健康保険証としての利用に関して情報収集に努め、適時対応していくとともに、引き続き、マイナポータルや子育てワンストップサービスの利活用の推進を図ってまいります。

コンビニエンスストアにおける各種証明書の交付サービスにつきましては、マイナンバーカードの普及促進と市民の皆様の利便性の向上を図るため、引き続き周知に努めてまいります。

次に、共に支えあう地域社会の確立について申し上げます。

市民協働につきましては、職員の市民協働の推進に関する指針に基づき、庁内各事業において引き続き市民の皆様との連携や協働を推進してまいります。

また、シニア層を中心とした幅広い世代の皆様のを生かした地域づくりの推進が図られるよう、引き続き、東大和市社会福祉協議会が運営します、東大和ボランティア・市民活動センターに対しまして、運営補助を行い、活動を支援してまいります。

次に、地域を越えたパートナーシップの確立について申し上げます。

平和事業につきましては、平和都市宣言に基づき、恒久平和の実現に向けて、戦争の悲惨さや平和の大切さを伝える取組を行ってまいります。平和の祭典であります東京2020大会が、本年開催されますことから、平和

のシンボルであります旧日立航空機株式会社変電所を活用しながら、平和事業と平和の祭典を関連づけた取組を行ってまいります。

また、引き続き、東村山市と連携した小中学生の地域の戦争・平和学習及び広島派遣事業などを行ってまいります。

広域行政の推進につきましては、引き続き、福島県喜多方市と友好都市関係を深めるため、幅広い分野での交流に取り組んでまいります。

続きまして、適正な行財政運営の実現について申し上げます。

初めに、効率的でスリムな行財政運営の実現について申し上げます。

厳しい財政状況の中、効果的・効率的な行財政運営を目指し、引き続き、第5次行政改革大綱及び推進計画の各取組を実施してまいります。

市の行政運営の根幹となります歳入の確保につきましては、平成31年度から納税管理及び徴収補助等業務委託を実施しました。

引き続き、委託業務の厳格な進捗管理を行うとともに、公権力の行使に特化した適正な滞納処分を行うことで市税等収納率の向上に努めてまいります。

事務事業の簡素効率化の推進につきましては、市民部窓口業務等委託を実施し、民間事業者の専門的な知識と経験及びICTを活用してサービスの向上等を図ってまいります。

計画行政の推進につきましては、令和4年度から計画期間が始まります、新たな基本構想及び基本計画の策定に向けた検討を進めてまいります。

行政評価につきましては、事務事業評価や施策評価の実践及び研修による精度の向上に努めるとともに、予算への連動など評価結果の活用を図るための検討を進めてまいります。

効果的・効率的な組織の整備につきましては、組織・定員の最適化等に向けて、業務分析等を行ってまいります。

公共施設等の在り方につきましては、公共施設等総合管理計画に基づき、総量の縮減や配置の見直しについて検討を進めるとともに、公共施設等の維持管理につきましては、公共施設等包括施設管理業務委託により、効率的に行ってまいります。

未利用の市有地等につきましては、速やかに利活用が図られるよう検討してまいります。

まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、令和2年3月末までに策定する予定のまち・ひと・しごと創生総合戦略（補正版）に基づき、地方創生アドバイザーの助言等を受け、人口減少の抑制に向けた取組を実施してまいります。

ブランド・プロモーションの取組につきましては、ブランド・メッセージの「東京 ゆったり日和 東やまと」やロゴマークの周知や不動産情報サイトの活用などにより、子育てのしやすさなどの市の魅力を市内外に発信してまいります。また、市民の皆様が、市や地域に誇りや愛着を持ってもらうためのシビックプライドの醸成事業を、清瀬市と連携して実施してまいります。

市制50周年記念事業につきましては、記念式典や次代に向けた憲章や宣言、市制50周年記念の冠をつけた関連事業を実施することなどにより、地域への誇りや愛着を深め、将来につながるまちづくりの契機になるよう取り組んでまいります。

東京2020大会につきましては、子供たちを対象とした競技観戦や、オリンピック・パラリンピックの聖火リ

レーなどを組織委員会や東京都と連携して実施し、市民の皆様には大会開催の記憶や感動を感じていただけるよう取り組んでまいります。

次に、市民自治の向上について申し上げます。

行政情報につきましては、適時的確に市民の皆様にお伝えし、その共有を図ることが重要であるため、市報や市の公式ホームページに加え、フェイスブックやツイッターを活用するなど、引き続き様々な手段での情報提供に努めてまいります。

続きまして、新年度予算の編成について申し上げます。

令和2年度予算の編成にあたりましては、日本一子育てしやすいまち・シニアが活躍できるまちづくりを最も重要な施策として位置づけるとともに、「住みよい、活気のあるまちづくり」、「環境にやさしいまちづくり」、「福祉の行き渡ったまちづくり」、「地域力・教育力の向上」に関する施策を推進していくこととするなど、予算編成方針に基づき作業を進めてまいりました。

新年度予算の概要であります。歳入では、その根幹となります市税につきましては、税制改正の動向に留意し、課税客体を的確に把握して、収納率の向上を図る対策に取り組むとともに、国や東京都の補助事業等を活用し、財源の確保に努めました。

次に、歳出であります。第四次基本計画で掲げた目標の達成に向けて、実施計画に計上された主要事業等につきまして、優先的に予算化を図りました。

市財政に関しましては、少子高齢化や人口減少の進展に伴う財政需要の増加や、公共施設等の老朽化対策などを考慮した場合、今後も厳しい財政状況が続くものと見込まれますことから、これらに適切に対処するため、積立基金の確保など市財政の持続性と健全性の維持に努めてまいります。

以上、令和2年度の市政運営における基本方針と主な施策について申し上げます。

私は、これまで日本一子育てしやすいまちを目指して、子ども・子育て支援施策を重点的に推進してまいりました。その結果、民間機関の共働き世帯にとって子育てしやすい街に関する調査において、全国の自治体の中でも上位に位置づけられたことや、合計特殊出生率については平成29年に都内区市部で第1位、平成30年は第2位になったことなど、一定の成果を得ることができました。

今後、さらに少子高齢化や人口減少が進展する中、持続可能な市政運営を行っていくためには、長期的な視点に立ち、重要施策を選択し、効果的・効率的な行財政運営を行っていく必要があると考えております。

令和2年度は、5つの重要施策や第四次基本計画の体系に基づく施策を推進してまいります。特に子ども・子育て支援や学校教育の充実を一層図るとともに、市民の皆様が、住み慣れた地域で、いつまでも生き生きと暮らしていけるよう、健康寿命の延伸の取組や、シニアの方々が持つ知識や経験を生かして主体的に活動できるような取組を推進し、日本一子育てしやすいまち・シニアが活躍できるまちを目指してまいります。

そして、人と自然が調和した生活文化都市の実現に向け、市民の皆様には、この市や地域に愛着を感じ、末永く住んでいただけるよう、そして、市外の皆様にも魅力を感じていただき、移り住んでいただけるようなまちを目指してまいります。

市議会並びに市民の皆様のご理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。令和2年度の施政方針といたします。

ありがとうございました。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○議長（中間建二君） 以上で、市長施政方針表明を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時26分 休憩

午前10時36分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4 諸報告

○議長（中間建二君） 日程第4 諸報告を行います。

初めに、市長報告を行います。

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 市長報告を申し上げます。

主として、関連する団体への出席、特に市長会関係の主な議事について申し上げるものでございます。

資料を配付いたしましたので、後ほど御覧いただきたいと存じます。

初めに、1月17日に東京都市長会役員会が開催されました。

議事1の未来の東京戦略ビジョンについてであります。未来の東京を切り開く長期戦略を策定するため、東京の未来の姿と、その実現を目指す際の課題等をまとめたことについて、東京都から報告がありました。

次に、議事2の新たな都政改革ビジョンについてであります。東京の明るい未来を支えることができる都庁へと一段の飛躍を遂げるため、2017年度から取り組んでいる都政改革をさらに発展させることなどについて、東京都から報告がありました。

次に、議事3の新たな病院運営改革ビジョン（素案）についてであります。医療を取り巻く環境が大きく変化する中、都立病院の役割を将来にわたって安定的に果たしていくため、一般地方独立行政法人へ移行することなどについて、東京都から説明がありました。

次に、議事4の令和元年台風第19号により生じた災害廃棄物の広域処理についてであります。宮城県大崎市の災害廃棄物の広域処理を行うことについて、東京都から経過報告並びに協力要請がありました。

次に、議事5の東京都犯罪被害者等支援条例案の概要についてであります。犯罪被害者等が受けた被害の回復や軽減を図り、その生活を再建すること、そして犯罪被害者を社会全体で支え、誰もが安心して暮らすことのできる社会の実現を目指すことなどを目的とした条例案の概要について、東京都から説明がありました。

次に、議事6の東京都オリンピック・パラリンピック準備局からの情報提供等についてであります。東京2020パラリンピック聖火リレーの概要や、大会の記憶を後世に伝えるため、競技会場等への銘板設置の調整を進めることなどについて、東京都から説明、報告がありました。

次に、議事7の東京都後期高齢者医療広域連合からの報告についてであります。令和2・3年度の保険料率の最終案など、令和2年1月10日に開催された広域連合協議会における審議の内容について、東京都後期高齢者医療広域連合から報告がありました。

次に、議事8の事務処理特例による移譲事務の取扱いについてであります。東京都から協議のあった事務処理特例による移譲事務2件の取扱いについて、いずれも承認することといたしました。

なお、その他の議事につきましては、これを決定、承認いたしました。

次に、1月27日に東京都市長会議が開催されました。

議事7の令和2年度東京都予算案の概要についてであります。令和2年1月24日に発表された予算案の概要について、東京都から報告がありました。

その他の議事につきましては、1月17日開催の東京都市長会役員会と同様であります。

以上で、市長報告を終わります。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○議長（中間建二君） 報告が終わりました。

質疑があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で市長報告を終了いたします。

次に、議長報告であります。議長職を副議長と交代いたします。

〔議長退席、副議長着席〕

○副議長（蜂須賀千雅君） 議長報告終了までの間、議長職を交代をいたします。

それでは、議長報告を行います。

〔議長 中間建二君 登壇〕

○議長（中間建二君） 令和元年第4回市議会定例会報告以降の議長報告を申し上げます。

まず初めに、1月21日に東京都三多摩地区消防運営協議会第二部会が、東京自治会館で開催されました。

議事1では、令和2年度消防委託事務の管理に要する経費の負担について説明があり、これを承認いたしました。

議事2では、令和2年度の通常総会を、令和2年5月12日、火曜日の午後2時から東京自治会館で開催することで決定いたしました。

次に、2月7日に令和元年度東京都市議会議員研修会が府中の森芸術劇場で開催されました。

本研修会には多くの議員の皆様が参加されておりますので、細かな内容は省略させていただきますが、講師に日本体育大学スポーツマネジメント学部教授の山本 博氏をお招きして、「オリンピックを目指して得られたもの 五輪メダリストからのメッセージ」と題して講演が行われたものであります。

次に、2月17日に東京都市町村議会議員公務災害補償等組合議会定例会が東京自治会館で開催されました。

議事1の業務報告に続き、議事2では、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について審議され、原案どおり可決されました。

議事3の平成30年度東京都市町村議会議員公務災害補償等組合歳入歳出決算の認定については、事務局長による監査委員からの決算審査意見書の代読の後、原案どおり認定されました。

議事4では、令和元年度東京都市町村議会議員公務災害補償等組合補正予算（第1号）の専決処分承認についてが議題に供され、令和元年7月1日付で行った専決処分について、原案どおり承認されました。

議事5の令和2年度東京都市町村議会議員公務災害補償等組合予算については、事務局から説明があり、原案どおり可決されました。

議事6の東京都市町村議会議員公務災害補償等組合監査委員（識見を有する者）の選任の同意については、現監査委員を豊富な経験と広い識見から適任とし、引き続き任命することに同意と決しました。

次に、2月17日に東京都市議会議長会定例総会が東京自治会館で開催されました。

議事1では、令和元年11月20日以降の会務報告のほか、全国市議会議長会各委員会の会議結果等について報告が行われました。

議事2では、関東市議会議長会第86回定期総会で審議する都県提出議案について協議し、昭島市から提出のありました「がん検診への支援の充実について」、清瀬市から提出のありました「都市の緑を保全する施策への支援制度の拡充」及び「畜産経営に対する支援について」の3件を提出することに決定いたしました。

報告は以上であります。ただいま御報告いたしました関係資料につきましては、事務局に整理してありますので、後ほど御参照いただければと存じます。

以上で議長報告を終わります。

○副議長（蜂須賀千雅君） 議長報告が終わりました。

質疑があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（蜂須賀千雅君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（蜂須賀千雅君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔議長 中間建二君 降壇〕

○副議長（蜂須賀千雅君） 以上で議長報告を終了いたします。

議長職を交代をいたします。

〔副議長退席、議長着席〕

○議長（中間建二君） 以上で諸報告を終了いたします。

日程第 5	第1号議案	令和2年度東大和市一般会計予算
日程第 6	第2号議案	令和2年度東大和市国民健康保険事業特別会計予算
日程第 7	第3号議案	令和2年度東大和市土地区画整理事業特別会計予算
日程第 8	第4号議案	令和2年度東大和市介護保険事業特別会計予算
日程第 9	第5号議案	令和2年度東大和市後期高齢者医療特別会計予算
日程第10	第6号議案	令和2年度東大和市下水道事業会計予算

○議長（中間建二君） 日程第5 第1号議案 令和2年度東大和市一般会計予算、日程第6 第2号議案 令和2年度東大和市国民健康保険事業特別会計予算、日程第7 第3号議案 令和2年度東大和市土地区画整理事業特別会計予算、日程第8 第4号議案 令和2年度東大和市介護保険事業特別会計予算、日程第9 第5号議案 令和2年度東大和市後期高齢者医療特別会計予算、日程第10 第6号議案 令和2年度東大和市下水道事業会計予算、以上6議案を一括議題に供します。

お諮りいたします。

第1号議案から第6号議案までの6議案については、本会議での提案理由の説明及び質疑を省略し、21人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査したいと思っております。これに御異議ご

ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員につきましては、委員会条例第8条第5項の規定により、議長において議員全員を指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

お諮りいたします。

予算特別委員会の運営についての協議機関として、議会運営委員会委員をもって構成する予算特別委員会理事會を設置したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

日程第11 第2号報告 専決処分の報告について

○議長（中間建二君） 日程第11 第2号報告 専決処分の報告について、本件の報告を行います。

報告を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました、第2号報告 専決処分の報告につきまして御説明申し上げます。

御報告する内容は、東大和市立第九小学校校庭の樹木の一部が倒れたことにより発生いたしました隣接家屋の物損事故による損害賠償についてであります。

議会の議決により指定されました、損害賠償額の決定及び和解に関する市長の専決処分についてに基づき、令和元年11月29日付で専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定により、御報告申し上げるものであります。

損害賠償額は12万6,500円で、相手方はお手元の議案書に記載のとおりであります。

事故の概要につきまして御説明申し上げます。

本件は、令和元年9月8日、日曜日から9日、月曜日未明にかけて到来した台風15号の強風により、第九小学校校庭の樹木の一部が倒れ、隣接家屋の屋根瓦及び雨どいを破損したものであります。

事故の状況から、市の管理に瑕疵があるといたしまして示談をしたもので、修理に要しました費用を市が支払うものであります。

事故後におきましては、校庭の樹木に倒木の危険がないか点検を行いました。今後、より一層の適正管理に努めてまいります。

以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○議長（中間建二君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で、第2号報告を終了いたします。

日程第12 第3号報告 専決処分の報告について

○議長（中間建二君） 日程第12 第3号報告 専決処分の報告について、本件の報告を行います。
報告を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました、第3号報告 専決処分の報告につきまして御説明申し上げます。

御報告する内容は、蔵敷公民館の学習室において発生いたしました人身事故による損害賠償の額を定めることについてであります。

議会の議決により指定されました、損害賠償額の決定及び和解に関する市長の専決処分についてに基づき、令和2年1月8日に専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により、御報告申し上げるものであります。

損害賠償額は2,750円で、相手方はお手元の議案書に記載のとおりであります。

事故の概要について御説明申し上げます。

本件は、令和元年6月20日、木曜日、午後1時30分、蔵敷公民館201学習室において、利用者が使用していたパイプ椅子の座面が外れて、床に臀部を打ちつけたものであります。

事故の状況から、市の管理に瑕疵があるといたしまして示談をしたもので、治療費及びタクシー代を市が支払うものであります。

なお、相手方に支払います損害賠償金は、市が加入する公民館総合保障制度から全額補填される予定であります。

事故後におきましては、蔵敷公民館全てのパイプ椅子の点検と修理を行いました。今後、より一層の適正管理に努めてまいります。

以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○議長（中間建二君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で、第3号報告を終了いたします。

日程第13 第1号同意 東大和市副市長の選任について

○議長（中間建二君） 日程第13 第1号同意 東大和市副市長の選任について、本案を議題に供します。
提案理由の説明を求めます。

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） ただいま議題となりました第1号同意 東大和市副市長の選任につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、小島昇公副市長の任期が、令和2年3月31日をもちまして満了となることに伴い、後任の副市長を選任することについて、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

御提案申し上げました小島昇公氏は、昭和53年に東大和市役所に入職した後、福祉部参事、教育委員会学校教育部長、教育委員会教育長等を歴任し、平成24年4月1日から東大和市副市長として市政の発展のために尽力しております。

このことから、市政運営について豊富経験と広い識見を有し、かつ人望も厚い小島昇公氏が適任と考え、引き続き東大和市副市長として選任いたしたく、ここに御提案を申し上げる次第であります。

なお、生年月日、住所につきましては、お手元の議案書に記載のとおりであります。

よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願いいたします。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

お諮りいたします。

討論を省略して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を省略いたします。

採決いたします。

第1号同意 東大和市副市長の選任について、本案を同意と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を同意と決します。

日程第14 第1号諮問 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（中間建二君） 日程第14 第1号諮問 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、
本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） ただいま議題となりました第1号諮問 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求め
ることにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、人権擁護委員の候補者の推薦につきましては、議会の
意見を求めるものであります。

候補者としまして推薦いたします佐々木榮子氏は、平成23年以来、3期9年にわたり、人権擁護委員として
御活躍をいただいておりますが、令和2年6月30日をもって任期満了となります。

佐々木氏は、長きにわたり社会福祉法人蓮花苑の各保育園に勤務され、平成26年4月からは、れんげ桜が丘
保育園の園長として活躍されております。

また、人望も厚く、人柄も温厚でありますことから、今までの経験を生かし、引き続き人権擁護委員として
推薦いたしたいと考えております。

なお、生年月日、住所につきましては、お手元の議案書に記載のとおりであります。

よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございま
せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

お諮りいたします。

討論を省略して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を省略いたします。

採決いたします。

人権擁護委員の候補者として、佐々木榮子氏を適任と認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、人権擁護委員の候補者として佐々木ヨウコ氏を適任と
決します。

日程第15 第7号議案 東大和市り災救助基金条例の一部を改正する条例

○議長（中間建二君） 日程第15 第7号議案 東大和市り災救助基金条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第7号議案 東大和市り災救助基金条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

東京都が、令和元年に発生した台風19号等による災害に起因する特殊な財政事情への支援を行う目的で、東京都市町村災害復旧・復興特別交付金を創設いたしました。

この交付金を、令和2年度に実施予定の蔵敷一丁目土砂災害の復旧事業の財源として活用する場合には、平成31年度中に収入予定の交付金を一旦、災害復旧・復興事業に充てる目的の基金に積み立てた後、令和2年度に必要なに応じて処分することとされております。

そこで、本基金の設置目的に、災害復旧・復興事業の実施を加えるため、条例の一部改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、御説明申し上げます。

初めに、題名の改正であります。この条例の題名を東大和市り災救助及び災害復旧・復興基金条例に改めるものであります。

次に、第1条の改正であります。基金の設置目的に、災害復旧・復興事業の実施を加えるとともに、基金の名称を東大和市り災救助及び災害復旧・復興基金に改めるものであります。

最後に附則であります。条例の施行日を公布の日とするものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第7号議案 東大和各市災救助基金条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

○議長（中間建二君） 先ほど、第1号諮問におきまして「佐々木ヨウコ氏を適任」と申し上げたようにございますが、「佐々木榮子氏」の誤りでございますので、おわびして訂正させていただきます。

日程第16 第8号議案 東大和市敬老金支給条例の一部を改正する条例

○議長（中間建二君） 日程第16 第8号議案 東大和市敬老金支給条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第8号議案 東大和市敬老金支給条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、事務事業の見直しにより、敬老金の支給対象者の年齢を、88歳及び99歳から、88歳のみとすることから、御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、御説明申し上げます。

第2条は、受給資格の規定であります。第1号に規定する対象者の年齢のうち、99歳の文言を削るものであります。

附則であります。附則第1項は、条例の施行日の規定で、本条例の施行日を令和2年4月1日とするものであります。

附則第2項は、適用区分の規定で、改正後の第2条第1号の規定は、施行日以後に支給期日の到来する敬老金から適用することを定めるものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○5番（森田真一君） それでは、何点が伺います。

まず、この敬老金支給事業の目的なんですが、これがどのように位置づけられているのかということについて伺います。

それから、2つ目に、昨年の11月に発表した平成31年度行政評価推進会議における事務事業評価結果の一覧というのをいただきましたけど、これには99歳のこの支給廃止というのは示されていませんでした。平成28年度の77歳の廃止の際には、前年の27年11月に同様の文書でこの廃止が示されていたわけでありましたが、99歳

の廃止案、これ、いつどのように検討、決定されたのかということを伺います。

それから、3つ目に、令和2年度の99歳の対象者の見込み数、また廃止による影響額について伺います。ここ数年の対象者の数、大体、毎年十数人程度、手間や財政効果などでは説明がつかないのではないかと思うんですが、廃止の必要性についてどのように考えているのか伺います。

それから、4つ目に、敬老の意を表すということが、この制度の目的ではないかというふうに条例上から読めるわけですが、類似の制度として満100歳以上の方を対象とした長寿祝い金等の支給の事業が、敬老金支給事業とは別に要綱で定められて実施をされております。100歳以上の対象者の数と支給金額、現状について伺います。また、これまでも長寿祝い金の支給は88歳以上であったものが、平成13年からは100歳以上へと縮小した経緯があります。今後の敬老金支給事業や、長寿祝い金支給事業をどのようにしようと考えているのか。

以上、伺います。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 4点ほど御質疑いただきましたので、お答えいたします。

まず、敬老金支給事業の目的でございますが、これは敬老金支給条例の第1条によりますと、敬老の意を表すために敬老金を送ると、このように定めております。高齢者を敬い、それからお祝いをするために、所定の金銭を支給するものと理解しております。

続きまして、行政評価推進会議との関係でございますが、今回の改正につきましては、行政改革の一環として行ったために、行政評価推進会議の審議は経ておりません。

敬老金支給事業につきましては、根拠法令というものはなくてですね、市の裁量で決められるものでございます。今回、対象者の要件から99歳というものを削りましたけれども、厳しい財政事情ですとか事業効果、あるいは1年後の100歳の到達のときには、長寿祝い金や花束を渡すという事業もございますから、これらを勘案して対象者から外すということにしたものでございます。

続きまして、99歳の見込み数等でございますが、令和2年度の99歳の見込み数というものは手元でございます。ただ平成31年度の実績ベース、こちらでお答えいたしますと、99歳に到達した方というのは18人ございます。それぞれ5,000円の敬老金をお支払いいたしましたので、影響額は9万円ということでございます。また、この事業は、慶祝とともに見守りという効果も考慮して、民生委員の方の御協力によって手渡しで敬老金を交付しております。したがって一定の手間がかかると、このように理解しております。さらに、88歳、こちらのほうの対象者の方も伸びておりまして、厳しい財政事情と事業効果を勘案いたしまして、今回の改正で敬老金の支給対象を88歳のみとしたというものでございます。

続きまして、長寿祝い金の支給事業との関係でございますが、支給事業等を含めた今後ということでございますけれども、長寿祝い金につきましては、平成31年度というものはまだ事業実施中でございまして、30年度の実績でお答えいたしますと、最高齢の方、お一人に3万円のお祝い金と花束をお渡しして、それから新100歳になられました方、あるいは101歳以上の方に、合計36人の方でいらっしゃいますが、1万円の祝い金と花束をお渡しいたしました。花束というのは税込みで5,400円でございますので、事業執行額の合計は58万9,800円となっております。

今後につきましては、市からこういった長寿の方に敬意を表しまして、敬老金ですとか、あるいは長寿祝い金を渡すこと、これは高齢者が長生きの喜びを感じて、広い意味では高齢者福祉に資するものというふうに考えております。しかしながら、慶祝事業というものは、生活上の必須の支援ではございません。市の裁量の広

い事業というふうに理解しております。今後も財政事情ですとか、高齢者の見守り体制等を勘案しながら、この事業を検討したいというふうに、このように考えております。

以上であります。

○6番（尾崎利一君） 2点伺います。

今回この条例改正では、88歳と99歳の支給対象のうち99歳を外すということでした。それから、長寿祝い金のほうは条例ではありませんけれども、これまで100歳以上の方と最高齢の方に支給していたものについて、今後これと同時に100歳と最高齢ということで、101歳、102歳、103歳という毎年渡していたものについてもなくすというふうに伺っております。条例改正とともに、長寿祝い金のほうでも支給対象の削減が行われるという理解でいいのかどうか。この点を、1点伺います。

それから、平成27年度の行政評価推進会議では、77歳の方への支給は廃止するというを決めているだけではなくて、一方、88歳、99歳に達する高齢者への敬老金支給については継続するということが決定されて、公にされているわけです。99歳をなくすということが、やはり行政評価推進会議で、継続するということが決まっている、決まって公にされているわけですから、この変更については、やはり行政評価会議で明らかにして、事前に市民に明らかにするという過程が当然必要だったと思いますが、その点どのように扱われたのか。それから、現在におけるこの点についての認識について伺います。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 長寿祝い金の御質問いただきましたけれども、議員御指摘のとおり今年度の予算案におきましては、一般会計でございますが、支給対象を新100歳と最高齢のみということにして提案しております。

慶祝事業につきましては、先ほども御答弁いたしましたけれども、生活必需品の支給のような必須の事業ではないと、あくまでも市の裁量の広い事業であるということで、財政事情ですとか事業効果というものを勘案して、内容を定め、御提案したものでございます。

それから、行政評価推進会議でございますが、これは27年度の手続で、しかも外部評価の指摘を受けて、この会議に諮ったということでございますが、その後、4年を経過いたしましたので、私どもこの事業の内容と、それから高齢者の状況の変化ですね。特に88歳の方が非常に伸びておりますが、そういったことも勘案して、今回このような内容で条例改正を提案させていただいたということでございます。

以上であります。

○6番（尾崎利一君） 今の答弁で、敬老金支給条例の改正だけではなくて、長寿祝い金も含めて、こうした敬老金や長寿祝い金の対象が大きく削減されるということが分かりました。それで、行政評価推進会議のことですけれども、私は非常に怒ってるわけですけども、平成27年度には行政評価推進会議で継続するということが決められ、確認をされて公にされている。今回こういうことが事前に公にされることなく、突然議案として出てくる、こういう手法ですよね。行政評価推進会議を所管しているところに、この点についての認識を確認したいと思います。

○企画財政部長（田代雄己君） 行政評価推進会議につきましては、企画財政部のほうで所管しておりますので、お答えをさせていただきたいと思っております。

先ほど申し上げましたように、時代の変化ということで状況が変わってるということがございます。また、行政改革の取組としては継続的に行うということで、事務の見直しなどは常に行っていくという視点を持っております。そういうこともありまして、今回のケースは行政評価会議にはかけておりませんが、日常、

ふだんの事務事業の見直しの中で、これが時代の状況と合わせて見直しをすべきだという案件として上がってきたものであります。手続的には行政評価推進会議にはかけてないとしたとしても、行政評価、行政改革の取組の一環として行われた手続であると認識してるところでございます。

以上でございます。

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔5 番 森田真一君 登壇〕

○5番（森田真一君） 第8号議案 東大和市敬老金支給条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論をいたします。

本案は、平成28年度に行った77歳の高齢者への支給廃止に続き、99歳の高齢者への支給廃止を行うものです。

支給条例の第1条では、「この条例は、東大和市に居住する高齢者に対し、敬老の意を表すために敬老金を贈ることを目的とする。」とあります。条例の主体、主語は、受給者である高齢者ではなく、敬老の意を表す市自身にほかなりません。額にして僅か1人5,000円とはいえ、市が敬老金支給をするという行為によって、敬老の意を表すことを施策として実施してきたことが大事であり、過去には消えた100歳問題など、高齢者を取り巻く折々の社会問題が取り上げられるたびに、敬老金支給事業が見守りの機会としても活用されてきたと、市からも答弁をされています。

市の財政規模から見れば、毛の先ほどもないような僅か数万円から数十万円という出費を惜しんで、99歳の高齢者への支給廃止を行うことは、条例の目的の敬老の意を表すということそのものを再び投げ捨てることになり、支給廃止に反対をするものです。

また、今回の提案は、これまで事前に計画が示されていなかったものが突然提案をされるという、この間の一連の行政手法に見られる乱暴なやり方であり、不適切であることを指摘せざるを得ません。

以上のことから、本案に反対をするものです。

この対象となる方々は、多くが古くから地つきで暮らされていらっしゃる方などではないかと推察をいたします。この行政で関わってる皆さんの、言ってみればお父さんやお母さんの世代であったり、お友達の親御さんであったり、皆さんを小さいときから面倒を見、見守ってきた方々ではなかったかと思えます。こういった方々がお年を召してから、その皆さんが生きていくということについて、毎年、敬老の意を表すということは本当に大事な事業だと思うんです。ぜひ再考していただきたいですし、また市会議員の他の皆様にも、ぜひそういう立場で臨んでいただければということをお願いいたしまして、討論といたします。

以上です。

〔5 番 森田真一君 降壇〕

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

第8号議案 東大和市敬老金支給条例の一部を改正する条例、本案を原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中間建二君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第17 第9号議案 東大和市営住宅条例の一部を改正する条例

○議長（中間建二君） 日程第17 第9号議案 東大和市営住宅条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第9号議案 東大和市営住宅条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、身寄りのない単身高齢者の増加や、民法改正による個人根保証契約の制度改正を踏まえ、入居の際の連帯保証人を不要とするため、御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、御説明申し上げます。

第12条第1項は使用手続の規定で、連帯保証人に関する文言を削るものであります。

次に、第44条第3項は市営住宅の明渡し請求の規定で、法定利率に関する民法の改正に伴い、所要の文言に改めるものであります。

最後に、附則であります。

附則第1項は、条例の施行日の規定で、本条例の施行日を令和2年4月1日とするものであります。

附則第2項から第4項までは、経過措置に関するものであります。附則第2項は、改正後の第12条第1項の規定の適用に関する規定、附則第3項は、改正前に入居申込みをし、改正後に使用許可を受けた者の提出した請書に関するみなし規定、附則第4項は、改正後の第44条第3項の規定の適用に関する規定であります。

以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。
採決いたします。

第9号議案 東大和市営住宅条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第18 第10号議案 東大和市高齢者住宅条例の一部を改正する条例

○議長（中間建二君） 日程第18 第10号議案 東大和市高齢者住宅条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第10号議案 東大和市高齢者住宅条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、先ほど御審議いただきました第9号議案と同様に、身寄りのない単身高齢者の増加や、民法改正による個人根保証契約の制度改正を踏まえ、入居の際の連帯保証人を不要とするため、御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、御説明申し上げます。

第12条第1項は使用手続の規定で、連帯保証人に関する文言を削るものであります。

次に、第38条第3項は高齢者住宅の明渡し請求の規定で、法定利率に関する民法の改正に伴い、所要の文言に改めるものであります。

最後に、附則であります。

附則第1項は、条例の施行日の規定で、本条例の施行日を令和2年4月1日とするものであります。

附則第2項から第4項までは、経過措置に関するものであります。附則第2項は、改正後の第12条第1項の規定の適用に関する規定、附則第3項は、改正前に入居申込みをし、改正後に使用許可を受けた者の提出した請書に関するみなし規定、附則第4項は、改正後の第38条第3項の規定の適用に関する規定であります。

以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第10号議案 東大和市高齢者住宅条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第19 第11号議案 東大和市介護保険条例の一部を改正する条例

○議長（中間建二君） 日程第19 第11号議案 東大和市介護保険条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第11号議案 東大和市介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、税率改定された消費税を財源として、低所得者の介護保険料の負担軽減を行うため、御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、御説明申し上げます。

第3条は保険料率の規定で、第1項は元号の変更に伴う文言の改正を行うとともに、引用する介護保険法施行令の条項を修正するものであります。

第2項は、第1項第1号に掲げる第1号被保険者の保険料の減額賦課の金額について、2万4,000円から1万9,200円に改めるものであります。

第3項は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者の保険料の減額賦課に関する読替規定で、減額後の金額を

3万8,400円から3万1,200円に改めるものであります。

第4項は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者の保険料の減額賦課に関する読替えの規定で、減額後の金額を4万4,400円から4万3,200円に改めるものであります。

最後に、附則であります。

附則第1項は、条例の施行日の規定であります。今後改正が予定されております介護保険法施行令の施行日に合わせるため、規則で定める日を施行日とするものであります。ただし、第3条第1項の改正規定については、公布の日を施行日とするものであります。

附則第2項は、適用区分の規定で、改正後の第3条の規定は、令和2年度分の保険料率から適用することを定めるものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○18番（東口正美君） 御説明ありがとうございました。

ただいま壇上で御説明を受けたとおり、この低所得者、低年金者への介護保険料の負担軽減は、昨年の消費税10%増税の増税された分を財源として行われるものと理解をいたしました。今回この軽減策が、第1段階、第2段階、第3段階と行われますけれども、当市でこの介護保険料の減額が行われる人数は、どれぐらいの方たちになるのか教えてください。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 今回の改正の対象は、保険料の第1段階から第3段階まで、世帯全員が非課税であるということを通要件といたしまして行うものであります。その対象者でございますが、第1段階から第3段階までの合計で7,668人と見込んでおります。

以上であります。

○18番（東口正美君） 済みません、段階ごとにもし人数が分かれば教えていただければと思います。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） それでは、第1段階でございますが、こちらの人数は4,258人を見込んでおります。続きまして、第2段階でございますが1,761人、それから第3段階は1,649人をそれぞれ見込んでおります。

以上であります。

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第11号議案 東大和市介護保険条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第20 第12号議案 東大和市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（中間建二君） 日程第20 第12号議案 東大和市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第12号議案 東大和市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、令和元年8月1日に、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、災害援護資金の貸付けを受けた場合の償還金の支払い猶予等の引用条項の整理等、及び災害弔慰金、災害障害見舞金の支給に関して適用の判定が困難である場合に審査を行う支給審査委員会の設置を規定するため、御提案申し上げるものであります。内容につきまして、御説明申し上げます。

まず、目次の改正は、第18条を追加するものであります。

次に、第16条第3項の改正は、災害援護資金の償還における償還金の支払い猶予等について、災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令の改正に伴い、法令から引用する条項の整理等を行うものであります。

次に、第17条を第18条に繰り下げ、第5章の第17条として、支給審査委員会の規定を新たに加えるものであります。

第1項は、災害弔慰金の支給等に関する法律第18条の規定により、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するために、東大和市災害弔慰金等支給審査委員会を置くことを規定するものであります。

第2項は、支給審査委員会の委員の構成を、学識経験者、その他市長が必要と認める者と規定するものであります。

第3項は、支給審査委員会に関して、前2項以外の必要事項は規則で定めることを規定するものであります。最後に、附則ではありますが、条例の施行日を公布の日とするものであります。

以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第12号議案 東大和市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第21 第13号議案 東大和市非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（中間建二君） 日程第21 第13号議案 東大和市非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第13号議案 東大和市非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、東大和市医師会及び東大和市歯科医師会との協議結果を踏まえ、学校医及び学校歯科医の報酬の額を改定し、また新たな非常勤特別職として、東大和市災害弔慰金等支給審査委員会委員及び東大和市学校運営協議会委員の報酬の額を規定するものであります。

内容につきまして、御説明申し上げます。

本改正条例は、施行日が異なることから、第1条による改正及び第2条による改正の2条建てとしております。

第1条の改正は、別表中に災害弔慰金等支給審査委員会委員を加え、月額9,000円と定めるものであります。

第2条の改正は、別表中、学校医及び学校歯科医の報酬について、月額4万4,270円を4万4,290円に改めるとともに、同表に学校運営協議会委員を加え、月額1,000円と定めるものであります。

附則であります。附則の施行日を、第1条の規定は公布の日、第2条の規定は令和2年4月1日とするものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第13号議案 東大和市非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第22 第14号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（中間建二君） 日程第22 第14号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第14号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本条例につきましては、令和2年度における国民健康保険事業費納付金額が東京都から示され、解消すべき赤字補填の繰入額が確定したことに伴い、財政健全化計画に基づき、令和2年度において必要となる国民健康保険税の税率等を定めるため、条例の一部改正について御提案申し上げるものであります。

なお、東大和市国民健康保険運営協議会から、税率等の改定に係る答申を本年2月3日に受けたことを踏ま

え、税率等について改正を行うものであります。

内容につきまして、御説明申し上げます。

第3条は、国民健康保険の被保険者に係る所得割額の規定であります。第1項の基礎控除後の総所得金額等に乗じる税率につきまして、100分の6.28から100分の6.60に改めるものであります。

第5条は、国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額の規定であります。基礎課税額の被保険者均等割額につきまして、2万9,700円から3万1,700円に改めるものであります。

第7条は、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額の規定であります。基礎控除後の総所得金額等に乗じる税率につきまして、100分の1.91から100分の2.05に改めるものであります。

第8条は、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額の規定であります。被保険者均等割額を9,200円から1万100円に改めるものであります。

第9条は、介護納付金課税被保険者に係る所得割額の規定であります。基礎控除後の総所得金額等に乗じる税率を、100分の1.93から100分の1.94に改めるものであります。

第10条は、介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額の規定であります。被保険者均等割額を1万800円から1万1,000円に改めるものであります。

第23条は、国民健康保険税の減額の規定であります。第1号から第3号までに規定する減ずる額について、第5条、第8条及び第10条で規定している被保険者均等割額の改正に伴い、7割相当額、5割相当額及び2割相当額の改正を行うものであります。

最後に附則であります。附則第1項は、条例の施行日を令和2年4月1日とするものであります。

附則第2項は、経過措置の規定で、改正後の条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税に適用することを定めるものであります。

以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

本案は会議規則第36条第1項の規定により、厚生文教委員会に審査を付託いたします。

日程第23 第15号議案 東大和市遊び場条例の一部を改正する条例

○議長（中間建二君） 日程第23 第15号議案 東大和市遊び場条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第15号議案 東大和市遊び場条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、令和2年3月31日をもって高木こども広場を廃止することに伴い、御提案申し上げるものがあります。

高木3丁目230番地の1に設置しております高木こども広場につきましては、個人の所有地を賃貸借契約により借り上げて設置しておりますが、このたび地権者より契約解除の申出がありましたことから、廃止するものであります。

内容につきまして、御説明申し上げます。

別表の高木こども広場の項を削るものであります。

附則であります、条例の施行日を令和2年4月1日とするものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○14番（和地仁美君） ただいまの説明で、3月31日に高木こども広場が、地権者の都合により終了することを受けての条例改正ということでしたが、あのこども広場はですね、いつも通りかかると非常に多くの子供たちが遊んでいる場所です。ここを閉じるということについては状況は理解しましたが、このエリアの子供が遊べる別の場所、代替地というものについてはどのように考えているのか、検討されているのか、その点について伺いたしたいと思います。

○環境部長（松本幹男君） 高木こども広場の閉園に伴います代替地ということですが、市のほうでなかなか代替地をですね、この近くで取得するというのが現状厳しいという状況でございます。ただ、長きにわたって、現状も子供たちが利用しているというところがございますので、そこを全てなくすというわけにはいかない場所というところも認識はしております。したがって、代替という形の中ではですね、すぐ近くに第四小学校がございますので、そちらの校庭をですね、教育委員会の協力をいただいて校庭開放していただく、その中で代替をとればというふうに、現在、教育委員会と調整をしております。

以上です。

○14番（和地仁美君） 代替地、探すのが困難だという状況は理解しました。代替としては、近くにある第四小学校の校庭開放ということ、教育委員会のほうと調整を進めているということですが、学校の校庭を使って遊びたいという希望がありながらも、なかなかかなわなかったという地域の方の声も私のほうに届いておまして、この代替という意味で言いますと、例えば学校がお休みの日曜日に、親子でこども広場で遊んでいた方もいらっしゃいますし、校庭ですので一定の時間で閉じなければいけない、また長期休暇のときはどのような形で開放していただけるのか、いわゆる高木こども広場の本当の意味での代替という形が実現するの点について、教育委員会のほうのお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○教育長（真如昌美君） 高木こども広場の廃止に伴って、子供たちの遊び場が減ることについてありますけれども、高木こども広場の近くに第四小学校というのがあって、様々な課題はあるんですけども、取りあえず校庭のほうからは、児童が放課後、校庭を使うということについては、確認をさせていただきます、よろしいだろうということになっております。

ただ、いろいろと子供たちがそこで遊ぶ中で、事故等が起きる場合については、こちらのほうも、もう少し研究をしなければいけないんですけども、地域の方、それから保護者の方と相談しながら、またその辺のどこ

ろも考えながら改善していきたいなというふうに思っております。取りあえずは、学校で子供たちが遊んでいただけるように、環境整備をしているところであります。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 地権者の御事情ということなんで、この件に関してはやむを得ない措置なのかというふうに思っているんですけども、この遊び場の廃止によって、従来かかっていた年間の費用ですね、これ大体どれぐらいだったのか。

また、今後この相当分を活用して、今いろいろ要所を使ったりだとか、いろんな条件の中で制約も出てきますでしょうから、そういったものを財源として活用できるかどうか、今後の見通しについて、もし考えているところがあれば教えてください。

○環境課長（宮鍋和志君） 高木こども広場にかかっております年間の維持管理経費でございますが、用地借上料、光熱水費、清掃委託料の合計で大体、227万円程度でございます。

それから、この費用につきましては、取りあえず使うことがないということと考えております。

以上です。

○4番（実川圭子君） 私も非常に残念だなと思っているんですが、先ほど子供たちのことについては四小のほうで対応ができるんじゃないかということなんですが、昼間の時間、午前中に特にゲートボールの方たちも、非常に毎日のように利用されてると思いますけども、そういった方や、あと利用していた子供たちに、どのようにこのことを説明してきたのかということをお伺いします。

それから、もし近くで土地の所有者が提供を申し出た場合には、またこども広場というのを、これから増やしていくような可能性があるのかお伺いします。

それから、もう一点、あそこは河川に、空堀川に接していますけれども、空堀川の周りにもちょっと広い、残地と呼ばれている工事に伴って出てきた場所があるんですけども、そういったところを広場として活用していくことなどができないか、お伺いします。

○環境部長（松本幹男君） 幾つか頂いたうちの1点目ですね、ゲートボールの関係でございます。日中、子供たちが学校へ行ってますんで、ゲートボールをされてる方、団体がおるといのは事実でございますので、そこは市で把握できている範囲の中です、ゲートボール団体のほうには、3月をもって閉園になるということで、市内の他の場所を当たっていただきたいということで、御理解と協力をいただいているところでございます。

2点目の子供たちへの周知ということでございますが、今回この場所につきましてはですね、閉園になってしまったというのは市も残念なところではあるんですが、従前から近隣からとかのいろんな苦情というのは捉え方にもよるので、表現としてどうか微妙なんです、いろいろと御相談をいただいております。なので、その中で直接子供たちというのは、職員が日々、現地を巡回するという中で、声かけ、お話はさせていただいているんですが、それとは別に保護者の方と直接お話を持つ場面等が昨年からございました。その中で、保護者の方たちの意向も酌みながらですね、中を市のほうでも入っていったわけではあります、ただ状況として当該地が賃貸借で借りてるという関係がございまして、今回こういう事情からなかなかこれ以上の問題解決ができなくて、最終的には閉園するということになりました。ただ、現状、議案の送付をさせていただいた段階です、高木こども広場のほうには3月中の中で閉園という表記をさせていただいておりますので、現在、職員のほうが日々、公園を巡回する中で子供たちとの会話のほうには当たっております。

3点目の子ども広場を今後、広げていく考えというところでございますが、やはり子供たちの遊び場を確保するというのは非常に大切なことであるというふうには思っております。現状、高木子ども広場を入れてですね、市内には18か所、4月以降は17か所になってしまいますので、機会があれば子ども広場、そういったものを確保していくことには努めていきたいというふうには考えております。

最後、4点目の空堀川の残地の活用でございます。こちらについてはですね、なかなか所有者側の、東京都ということもございまして。それと、あとは河川改修をした場所のほうが残地という形で、ほぼあるのかなとは思っておりますが、やはり河川管理というところの側面もございまして、一応そこは東京都と調整をした中で、協力いただければそこは市としても活用はしていきたいというふうには考えております。

以上です。

○17番（木戸岡秀彦君） 2点、質疑をしたいと思っております。

高木子ども広場の閉園に伴って、その遊具に関してはどのようにしているのか。また、遊具が不足している子ども広場もありますので、そういった分では、その遊具がそちらに設置ができるのかどうか、お伺いをしたいと思います。

○環境部長（松本幹男君） 高木子ども広場なんですけど、この後の議案で補正予算が出てまいります。その中で、返却に当たりまして更地にして、土地所有者の方にお返しをしなければいけないということで、工事費のほうの補正を計上してございます。その中で、現状のものを全部撤去するという形になるわけですが、現状使えるような遊具であればですね、ほかの公園を含めた中で移設をしたいというふうに市のほうでは考えているんですが、何分にも高木子ども広場の現状の遊具が、なかなか遊具点検の中でも、判定としてあまり芳しくないという判定を現状いただいておりますので、なかなか移設が難しいという状況でございます。したがって、他の公園の遊具の不足については、また別な事業の形の中で対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第15号議案 東大和市遊び場条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午後 1時29分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第24 第20号議案 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

○議長（中間建二君） 日程第24 第20号議案 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第20号議案 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてにつきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本組合は、当市を含みます構成団体の議会の議員の公務上の災害、または通勤による災害に対する補償に関する事務を共同処理するために設置された一部事務組合であります。

このたび、本組合の構成団体である福生病院組合が、令和2年4月1日をもって地方公営企業法に規定する企業団へ移行することとなったため、規約の一部を変更するものであります。

なお、規約の変更につきましては、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないことから、御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、御説明申し上げます。

別表第1及び別表第2におきまして、福生病院組合を福生病院企業団に改めるものであります。

附則であります。規約の施行日を東京都知事の許可のあった日とし、令和2年4月1日から適用するものであります。

以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。
採決いたします。

第20号議案 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第25 第21号議案 東京都市町村職員退職手当組合理約の変更について

○議長（中間建二君） 日程第25 第21号議案 東京都市町村職員退職手当組合理約の変更について、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第21号議案 東京都市町村職員退職手当組合理約の変更についてにつきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本組合は、当市を含みます組織団体の常勤の職員に対する退職手当の支給に関する事務を共同処理するために設置された一部事務組合であります。

本案は、先ほど御審議いただきました第20号議案と同様に、組織団体である福生病院組合が、令和2年4月1日をもって地方公営企業法に規定する企業団へ移行することとなったため、規約の一部を変更するものであります。

なお、規約の変更につきましては、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないことから、御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、御説明申し上げます。

別表第1及び別表第2におきまして、福生病院組合を福生病院企業団に改めるものであります。

附則であります。規約の施行日を東京都知事の許可のあった日とし、令和2年4月1日から適用するものであります。

以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第21号議案 東京都市町村職員退職手当組合規約の変更について、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第26 第22号議案 東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について

○議長（中間建二君） 日程第26 第22号議案 東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第22号議案 東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更についてにつきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本委員会は、市の執行機関である公平委員会を、当市を含みます39の地方公共団体が共同設置しているものであります。

本案は、先ほど御審議いただきました第20号議案及び第21号議案と同様に、関係団体である福生病院組合が令和2年4月1日をもって地方公営企業法に規定する企業団へ移行することに伴い、本委員会から脱退したい旨の申請があったため、委員会を共同設置する地方公共団体の数を減少させ、及び共同設置規約の一部を変更するものであります。

なお、委員会を共同設置する地方公共団体の数の増減及び規約の変更につきましては、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないことから、御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、御説明申し上げます。

別表から福生病院組合を削除するものであります。これにより、本委員会を共同設置する地方公共団体の数

は38団体となります。

附則であります。規約の施行日を東京都知事へ届出の日とし、令和2年4月1日から適用するものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思ひますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第22号議案 東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第27 第23号議案 東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更について

○議長（中間建二君） 日程第27 第23号議案 東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更について、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第23号議案 東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本案は、令和2年度及び令和3年度の保険料率改定に伴い、関係区市町村の負担金により、保険料の負担の軽減を図るため、東京都後期高齢者医療広域連合規約を変更するものであります。

広域連合の規約の変更につきましては、地方自治法第291条の3第1項及び第291条の11の規定により、関係

地方公共団体の議会の議決を経なければならないことから、御提案申し上げるものであります。

なお、区市町村の負担金による保険料の軽減につきましては、平成30年度及び平成31年度の保険料率改定に際しても、実施しているものであります。

内容につきまして、御説明申し上げます。

附則第5項の改正は、令和2年度分及び令和3年度分の関係区市町村の負担金の額について、平成30年度分及び平成31年度分と同様に、審査支払手数料相当額、財政安定化基金拠出金相当額、保険料未収金補填分相当額、保険料所得割額減額分相当額及び葬祭費相当額のそれぞれ全額を、関係区市町村の一般会計から負担を求める経費とするものであります。

附則であります。附則第1項は、本規約の施行日を令和2年4月1日とするものであります。

附則第2項は、経過措置として、変更後の規約附則第5項の規定は、令和2年度分以降の変更後の規約第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金について適用し、令和元年度分以前の関係区市町村の負担金については、なお従前の例によるものとしてあります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思ひますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第23号議案 東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更について、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第28 第24号議案 東大和市子ども・子育て憲章について

○議長（中間建二君） 日程第28 第24号議案 東大和市子ども・子育て憲章について、本案を議題に供します。
提案理由の説明を求めます。

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） ただいま議題となりました第24号議案 東大和市子ども・子育て憲章につきましては、私のほうから提案理由の御説明を申し上げます。

市では、平成27年度から市政における重点的施策として、日本一子育てしやすいまちづくりの実現を目指し、子ども・子育て支援施策の充実を図り、保育園や学童保育所における待機児童の解消等をはじめとした様々な施策を進めてまいりました。

おかげさまをもちまして、東大和市の児童関係の施策につきましては、多くの方に評価していただいたものと考えております。

そして、子供たちは次代を担う東大和市の宝であります。そこで、市の未来を担う子供たちの健やかな成長を守り育むとともに、子供たち自身が社会の一員として生きていける力を育めるよう、市民の皆様、地域関係者・事業者の皆様及び市が相互に協力し、取り組んでいくための子ども・子育てに関する共通の理念、指針となるものとして、東大和市子ども・子育て憲章を制定するものであります。

本憲章は、東大和市の全ての子供たち、全ての大人たちがお互いに呼びかけ合い、お互いの心を通じ合わせるという思いを込め、約束という形式としております。

また、本憲章の策定にあたりましては、子供たちや大人の皆様から多くの御意見や御提案をいただき、取りまとめられ、附属機関である子ども・子育て支援会議における検討や審議を経てきたものであります。

本憲章につきましては、多様な世代からなる大人の皆様からの御賛同や、御共感をいただき、大人の皆様による自発的、自主的な、子ども・子育て支援の行動の輪が広がり、子供たちを健やかに、心豊かに育ていける東大和市を、市民の皆様とともに築いてまいりたいと考えております。

憲章の制定につきましては、本来、特に議会の議決を要することにはなっておりませんが、日々の暮らしの中で、一人一人の市民の皆様の心に刻んでいただき、後世に伝えていただくことを願い、市制50周年の記念すべき節目の年に合わせ、制定するものであります。

そして、本憲章の理念に沿い、子ども・子育て支援に係る様々な施策等をさらに推進し、さらに日本一子育てしやすいまちづくりの実現を目指してまいりたいと考えております。このことから、市議会議員の皆様のご御理解と御協力をいただきたく、議案として提出するものであります。

なお、議決をいただいた後には、令和2年9月26日に開催を予定しております市制50周年記念式典におきまして、策定に関わっていただいた子供たちと、東大和市子ども・子育て支援会議の委員の皆様によって発表することを考えております。

また、広く市民の皆様にご親しんでいただけるよう、周知啓発に努め、市議会議員の皆様とともに推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○18番（東口正美君） ありがとうございます。今、市長から、この子ども・子育て憲章に対します熱い思い

と御説明を受けましたところで質疑をさせていただきます。

まず1点目といたしましては、この憲章の制定の経緯について改めてお聞かせいただきたいと思います。

2つ目、この憲章策定の手順、また構成メンバー、多くの市民の意見を反映するなどの工夫をどのように図られたのか、また関わられた方たちの思いをお聞かせいただければと思います。一部、この策定のメンバーに、高校生が入っていないのではないかと御指摘もありますので、この点につきましても御説明をいただきたいと思います。

3点目が、今回のこの憲章につきましては、滋賀県の長浜市の子育て憲章や、北海道白老町の子ども憲章を参考にしたとされておりますけれども、この理由についてお聞かせください。

4点目、子どもの権利条約、児童福祉法、児童憲章はどのように反映されているのかお伺いします。

5点目、「東大和市 子どもと大人のやくそく」という形で、約束という形で今回の憲章をつくられた理由をお聞かせください。

以上です。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） それでは、5つ御質問いただきましたので、順次お答えをさせていただきます。

まず1番目の憲章制定の経緯でございます。

これまで当市におきましては、市制10周年の昭和55年10月に東大和市民憲章、市制20周年の平成2年9月に東大和市高齢者憲章、市制30周年の平成12年度に東大和市男女共同参画都市宣言などを制定してきたところでございます。

このような背景のもと、このたび市制50周年という節目であります令和2年に合わせ、日本一子育てしやすいまちづくりを進めていく上での子ども・子育てに関する共通の理念、指針となるものとして、子ども・子育て憲章または宣言の策定の検討の取組を、平成30年8月ごろから開始してきたものでございます。

具体的には、子育て支援部内の係長職、主査職によるプロジェクトチームによる検討を進め、平成31年1月に、（仮称）子ども・子育て憲章を制定する方針につきまして、市長決裁を経て策定作業を行ってきたものでございます。

憲章とした理由につきましては、子供や大人全ての市民の皆様に、簡潔で分かりやすく、覚えやすく、理解しやすい、親しみやすいものという考え方で決定したものでございます。

なお、憲章の定義についてでございますが、宣言と同様に、都市のシンボル、基本的な計画の理念的基盤とされておりますが、憲章につきましては、制定趣旨の継続性として理念が数カ条で表現され、努力目標が多面的に示されるものとされております。

また、制定された時点から、半永久的に市民の皆様様の行動規範になることが原則とされると言われております。

続きまして、憲章策定の手順やメンバーや多くの市民の皆様からの意見の反映などについてと、高校生が入っていないことについてということと、携わってくださった方々の思いについてでございますが、憲章の策定にあたりましては、平成31年4月から9月にかけて、市内小中学校から選んでいただきました子供の代表31人と、子ども・子育て支援会議の委員であります大人の代表5人からなる子ども・子育て憲章検討部会の中で話し合いが積み重ねられ、子ども・子育て支援会議の審議、意見集約を経てつくり上げてきたものでございます。

大人の代表の方々につきましては、市内小中学校の校長会の代表として、小学校の校長先生や、東大和市私立保育園園長会の会長、民生・児童委員、子ども・子育て支援に関する事業に従事している方、公募一般市民の方などで構成されております。

また、憲章を策定するに当たりまして、教育委員や青少年対策地区委員、民生・児童委員の皆様にも御協力をいただき、この憲章の内容につきましては、肯定的な御意見を多く頂いているところでございます。

御意見を頂いたものとしまして、子供たちと大人が一丸となって作成を試みることはすばらしい、広く市民に知ってもらえるとよい、大人も学び実践してほしいといったものがございました。

また、多くの市民の皆様の御意見を聞くために、環境市民の集いの来場者、児童館や学童保育所を利用している子供たち、狭山保育園、やまとあけぼの学園、子ども家庭支援センターを利用する保護者の方々へのアンケートの実施、教育委員、民生・児童委員、青少年対策地区委員会の方々への意見聴取を実施いたしました。

また、子供たちからは、この約束を一生懸命守り、大人はそれを見守りながら約束を守ってくれるとうれしい。この約束を自ら意識し、約束から習慣にしていきたい。憲章を守って、大人と協力しながら、すてきな東大和市にしたい。大人の約束は絶対に守ってもらいたい。小さい子にも分かりやすい言葉を使おうといった御意見や御提案をいただきました。

これらの子供たちからの御意見や御提案につきましては、子供たちがふだん東大和市で暮らしている中で、様々なことを感じたり考えたりしてる中からの思いであると考えております。

続きまして、高校生が入っていないことについてでございますが、委員として選出させていただきました子供たちにつきましては、先ほど御答弁させていただきましたとおり、小中学校校長会や、市長の附属機関であります東大和市子ども・子育て支援会議の委員から御意見を頂いて、小学校5年生、中学校2年生からそれぞれ選ばせていただいたものでございます。いずれも授業や学年行事、受験などの影響が少ないと考えられる学年に配慮した上で、進めさせていただいたものでございます。

高校生に関しましては、東大和市子ども・子育て支援ニーズ調査での部活動や塾、その他の用事がなく、自由に使える日に関する調査項目におきまして、約6割の高校生からの回答が、自由になる日はない、週1日、または週2日という結果でございましたことから、高校生たちの部活動やアルバイト、授業等の多忙な状況に配慮し、委員として選ばせていただくことは難しいと判断したものでございます。

続きまして、滋賀県長浜市の憲章や、北海道白老町の憲章を参考にした理由についてでございますが、先ほど御答弁させていただきましたとおり、策定に当たりましては、子育て支援部内の係長職、主査職を中心としたプロジェクトチームによる検討におきまして、三鷹市をはじめとした様々な自治体のものを参考とさせていただきます。

それらを踏まえながら、東大和市子ども・子育て憲章につきましては、児童福祉法や児童憲章、子どもの権利条約などの理念に基づき、市の実情に沿って、市民の皆様が具体的に取り組むことができるものとして、市民の皆様に簡潔で分かりやすく覚えやすい、理解しやすい、短いセンテンスで子ども・子育て支援に関し、特に先ほど市長からも御提案させていただきましたが、大人の皆様一人一人の心に刻んでいただき、何か具体的に取り組んでいただければという思いで、検討を進めてきたものでございます。そして、子供と大人、それぞれが主体となり、具体的に取り組めるような内容となっている滋賀県長浜市や、北海道白老町のものを参考とさせていただきます、取り組んできたものでございます。

次に、子どもの権利条約や児童福祉法、児童憲章の反映についてでございますが、先ほど来、市長からも御

提案させていただいておりますが、市では児童福祉法、児童憲章、子どもの権利条約などにに基づき、子供の最善の利益を保障するとともに、保護者の方々などが安心して子育てができるよう、これまでも子ども・子育て支援施策などを推進してきております。

憲章の策定に当たりましては、前文の考え方として、東大和市の未来を担う子供たち一人一人が、健やかに伸び伸びと成長し、安心して、自分らしく、未来に向けて夢や希望を持ち、社会の一員として生きて育っていける力を身につけられるよう、大人が子供たちに寄り添い、地域で温かなまなざしを持って守り育てることが大切であるという考え方で、文言を策定しております。

また、子育て家庭が孤独感を感じたり、地域の中で孤立することなく、自己肯定感を持ちながら子育てをしていけるよう、地域で子育て家庭に寄り添い、見守り、支えていくことが必要です。

子ども・子育て支援会議の委員の皆様をはじめ、子ども委員の皆様、御意見などをたくさん寄せてくださった関係者の皆様などの多くの皆様から、これらの思いや考え方が込められましたこの前文では、多摩湖を擁し、豊かな緑に囲まれた東大和市中で、子供から大人までの全ての世代の市民の皆様が、未来に向かって夢や希望を持ち、明るく元気よく生きていくことを願い、文言にしてつくり上げられてきたものでございます。

最後に、なぜこの約束という形をとったのかにつきましては、パブリックコメントや、先ほど市長からの御提案の中でも御説明させていただいておりますが、子供と大人がお互いに呼びかけ合い、お互いの心を通じ合わせるという思いを込め、このような形式となっているものでございます。

約束につきましては、人と人との信頼関係の上で成り立っているものでございます。子供と大人がお互いに心を通じ合わせ、大人がきちんと子供たちに約束することで、相手を信頼する、自分も信頼されるという人と人との関わりにおける、大切な関係性が築かれると言われております。

子供たちが安心して、自分たちが大人に守られ、支えられているということを感じ、子供たちが自分らしく、自分自身とほかの人も大切にしながら、生きて育っていける東大和市となっていくことを願い、このような形の憲章とさせていただいているものでございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） それでは、2点ほどお伺いいたしたいと思います。

まず1点目です。子ども・子育て憲章を制定後、東大和市をどんなまちにしていきたいのかというふうにご検討されているのか、それをまずお伺いいたしたいと思います。

2点目であります。憲章を今度しっかりと市民に根づいたものとしていくために、どのような取組をしようというふうにご検討されているのかお伺いいたします。

以上です。

○子育て支援部副参事（榎本 豊君） 2点頂きました。

憲章制定後に、東大和市をどんなまちにしていきたいと考えているかということでございますけれども、憲章は制定趣旨の継続性といたしまして、後続する運動を喚起するものでございまして、制定された時点から半永久的に市民の行動規範となるとされております。

市におきましては、家庭や学校、地域における子育て、子供育成の力を高め、子供と大人が相互に尊重し合い、理解を深めながら、子供の豊かな感性や自己肯定感を育み、地域社会の一員、次世代の担い手として生育していくことが大切であると考えているところでございます。

東大和市子ども・子育て憲章につきましては、本議会で制定させていただいた後にですね、市民の皆様、地

域の関係者、事業者の皆様及び市が相互に協力して取り組んでいくための子ども・子育てに関する共通の理念、指針となるものとしたしまして、市制50周年記念式典で発表してまいりたいと考えております。

その後、発表の後は憲章の理念を市民の皆様幅広く共有していただき、憲章の理念に沿い、子ども・子育て支援に関する制度や施策事業を整え、地域の皆様の御理解と御協力により、引き続き子ども・子育て支援施策を推進し、総合的に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、憲章をつくった後ですね、しっかりと市民に根づいたものとしていくための取組ということでございますが、この憲章を発表した後、広く市民の皆様を知っていただけるよう、周知のためのリーフレットや啓発ツールなどを活用してまいりたいと考えているところでございます。

憲章を策定するに当たりまして、教育委員、青少年対策地区委員、民生・児童委員の皆様にも御協力いただいておりますことから、制定後は引き続き子ども・子育て支援に関わる市民の皆様御協力をいただきながら、広く市民の皆様を知っていただけるよう、啓発活動を展開してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○13番（関田正民君） 3点ほど、どうも大分ダブるものがありましたんで、取りあえずですね、1番目としましては子育て憲章制定、今、中村議員のほうから、その後のまちはどうなのか、私どもや、この当市の効果について伺いたいと思います。

2点目は、市制50周年記念の式典の発表も、これは市長から発表がありました。私はどのように、これから市民に今後周知をしていくのか、またその後、市民に周知ができたかどうかという判断を、どのようにして市は判断していくのか、そこを1点、お聞きしたい。

それから、3点目、これは子供と大人が約束し合うという形式について、パブリックコメントでは、否定的な意見が多く出されているような話を聞いておりますが、市としての考えをお聞かせください。

以上、3点をお聞かせください。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） それでは、3点頂きました。

まず、この制定後の憲章の効果につきましてですが、先ほど副参事のほうからも御答弁をさせていただいてるところとかぶるところはございますが、憲章を制定して記念式典で発表させていただいた後には、東大和市の子供から大人までの全ての市民の皆様に、長い間、時代を超えて、賛同や御共感をしていただきまして、憲章の文言について、心に刻んでいただくとともに、お一人お一人が御自分にできることを、何か一つでも実践していただくことを願っているものでございます。

市といたしましては、この憲章を基盤として、これから策定いたします東大和市子ども・子育て未来プランにおいて、具体的な施策、事業を明示させていただき、子ども・子育て支援を総合的、重層的に推進していくことで、市の未来を担う子供たちの健やかな成長を守り育み、子供たち自身が自分らしく、未来に向けて夢や希望を持ち、社会の一員として生きて育っていけるよう、全ての市民、地域関係者、事業者及び市が相互に協力し取り組んでいけるまち、日本一子育てしやすいまちになっていくものと考えております。

続きまして、どのように周知をするのか、それからそれについてのその後の判断ということでございますが、先ほども御答弁をさせていただいておりますが、広く市民の皆様を知っていただけるよう、周知のためのリーフレットや啓発ツールなどを活用して、周知を図ってまいりたいと考えております。

また、先ほど副参事からも御答弁させていただいたものと同様となりますが、憲章を策定するに当たりましては、これまで教育委員、青少年対策地区委員、民生・児童委員の皆様にも御協力をいただいております。

ことから、制定後は引き続き子ども・子育て支援に係る市民の皆様の御協力をいただきながら、広く市民の皆様を知っていただけるよう、啓発活動を展開してまいりたいと考えております。

その後の経年的な周知の判断や評価につきましては、次の子ども・子育て支援ニーズ調査などのアンケート調査を活用し、評価してまいりたいと考えております。

最後に、パブリックコメントで、約束という形式について否定的な意見が多く出されていたということについての私どもの考えについてでございますが、先ほどもお答えをさせていただいているものとかぶってしまいますけれども、また市長からも提案理由の中で御提案させていただいておりますが、子供と大人がお互いに呼びかけ合い、お互いの心を通じ合わせるという思いを込めて、このような形式となっているものでございます。

子供の約束の文言につきましては、子供たち一人一人が自分たちで考えてくれた意見や提案を持ち寄り、話し合いの中で取りまとめたものでございます。これらの意見や提案は、子供たちが東大和市で暮らしている中で、様々なことを感じたり考えたりしている中からの思いであると考えております。

また先ほど御説明させていただきましたとおり、大人が子供たちに対して約束をするということは、相手を信頼する、自分も信頼されるという、人と人との関わりにおける大切な関係性を築くものであり、子供たちが地域の大人たちへの信頼感を深めていく大切なことであると考えております。

以上でございます。

○13番（関田正民君） この資料要求を誰がしたか知りませんが、この資料要求を見ますと、いろいろコメントで具体的なことがありますけど、本当にこの子ども・子育て憲章検討部会の委員の人たちには、非常にありがたく、改めてお疲れさまですとお礼を申し上げたいです。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 私が資料要求させていただきました。ありがとうございます。たくさんありがとうございました。

それ策定の過程について、ちょっと何点かお伺いしたいんですけれども、今部長からも、副参事からも、御答弁ありましたけれども、この2019年の1月29日の第4回子ども・子育て会議の中で、初めてこの子ども・子育て憲章を作成したいというような考えが示されているかと思うんですけれども、ここで市民の行動規範となるものをつくりたいというふうに発言されているかと思えます。議事録に、そのように書かれているかと思えます。

この子育て憲章を行政が、子供たちが生き生きと暮らしていくために、行政がこういうことをしますよって、行政の行動規範ではなくて、市民の皆さんの行動規範とするって、この基本的な憲章に対する考えというのは、先ほど主査職のプロジェクトチームという言葉が出てきたと思うので、そこの中でこういう基本的な考えが決まったという理解でいいのか確認をさせてください。

それから、その後の平成31年の第1回子ども・子育て会議の中で、年度ですかね、ごめんなさい。1回目の子ども・子育て憲章検討部会に対する子供たちへの宿題という言葉が出てくるんですけれども、31年度第1回子ども・子育て支援会議の中でですね、宿題をお願いしていますというような言葉が出てくるんですけれども、これは1回目の憲章の検討部会に対する子供たちへの宿題だというふうに理解するんですけれども、これ具体的にどういうものを宿題として出したのか、またその際に参考資料なども一緒に渡しているのかどうか、お伺いをします。

続きまして、子育て憲章検討部会には、市内の小中学校から子供代表が参加しているということで伺いまし

た。資料にもそのように書かれていますけれども、子供代表はどのように選ばれたのか、また最終的に、最後、案が議員にも示されましたけれども、この最終的にまとめたものは、この各校の子供代表以外の子供たちにも見せて意見をもらったのかどうか伺います。

それから、パブリックコメントに大変多くの皆さんが、この憲章がよりよいものになるよう、思いを込めて出されたものだなというふうに、たくさんそういうものが寄せられていたというふうに思いますけれども、この市民の皆さんの思いが、どの程度この憲章に反映がされているのか伺います。

それから、アンケート、環境市民の集いですとか児童館、子ども家庭支援センターなどでアンケートをとったということでしたけれども、それがどういうものだったのかお伺いします。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 4つですね、御質疑いただきました。そのうちの最初の1つと、最後いただいたものについて私のほうからお答えをさせていただきます。

まず1つ目の子育て支援部内の係長職、主査職によるプロジェクトチームでの検討というところで、その行動規範ということが決められたのかということですが、憲章とすることにしたことについては、まず先ほど別の議員の御質問にもお答えさせていたものと重複はするところですが、まず憲章というものの定義につきましては、先ほど御説明させていただいたとおりですね、都市のシンボル、基本的な計画の理念的基盤ということと定義はされております。憲章につきましては、あわせて制定趣旨の継続性として、理念が数カ条で表現され、努力目標が多面的に示されるもの。また、制定された時点から、半永久的に市民の行動規範になることが原則とされると、そういう定義が、もともと憲章というものはされているということになります。

こういったことを踏まえて、市といたしまして憲章とした理由につきましては、子供や大人全ての市民の皆様に、簡潔で分かりやすく、覚えやすく、理解しやすく、親しみやすく、具体的に組みこめるものという考え方で、憲章ということで、行動規範となるものということで、憲章という形にさせていただいたということになります。

それから、パブコメの意見についての素案への反映ということですが、パブリックコメントで頂きました御意見につきましては、先ほどから御説明させていただいておりますが、子ども・子育て支援会議の委員の皆様からの御意見を頂いて、今回、御提案させていただいておりますとおり、子供と大人の約束の文言の内容が、相互に呼びかけるような形で、文章の配置などの見直しを行ったところになります。そのほかの部分は、パブリックコメントのほうの回答に書かせていただいておりますとおり、今後の様々な子育て、子ども・子育ての施策を行う上での意見等、参考にさせていただければと考えているところになります。

私からは以上でございます。

続きまして、残りの2点は副参事のほうから御答弁をさせていただきます。

○子育て支援部副参事（榎本 豊君） それでは、2番目の平成31年度の第1回の子ども・子育て憲章検討部会におきまして、子供たちへの宿題ということでございますけれども、令和元年の5月29日に開催いたしました第1回のこの検討部会に参加していただくに当たりまして、事前に学校長を通じまして説明をさせていただき、各校の代表の児童・生徒の方々に依頼をしたものでございます。

内容につきましては、子供を大事にするまににするために考える約束について提案を依頼したもので、代表の児童・生徒の方々だけではなく、そのお友達や御家族にも相談や意見をもらって考えてくださいということで、一応手引のようなものもつけたところでございます。

続きまして、子供の代表がどのように選ばれたかということと、最終的な案は各校の子供たちに意見をもらったかということでしたかね——と思いますが、子供の代表者につきましては、小中学校の校長宛てに小学5年生及び中学2年生から、各校2名の選出を依頼したところでございます。

最終案につきましては、令和元年9月25日に開催されました第4回子ども・子育て憲章検討部会におきまして、正式な名称を検討する際に、素案として事前に子供たちに配布して、意見をもらえるようにしたところでございます。

それからもう1点、アンケートの実施でございますけれども、令和元年の6月に約束をするカテゴリーに対するアンケートということで、対面で行ったものでございます。実施したのは、環境市民の集いや児童館、学童、狭山保育園、やまとあけぼの学園、子ども家庭支援センターでございます。一番大切だと思うところには1番のシール、2番目に大切だと思うところに次のシールを張ってくださというところで、合計328人の方から回答をいただいたというようなところでございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

2番のところで、子供たちにどういう宿題を出したのかということですが、参考資料としてこの白老の子ども憲章と、あと長浜市の「めざす子ども像」、この2つも送っているのかどうかということをちょっと確認したいのと、あとその宿題として出てきたものが、この頂いた資料の、ちょっとページ、書いてないんですけど、大体8ページか9ページ辺りにあると思うんですけど、この子供代表の意見ということにまとめられてるという理解で間違いなのかどうか、確認をさせてください。

それから、全体の流れとして、その子育て会議の中でこういうものをつくり出すということが言われて、憲章部会というのが立ち上がりまして、1回目、子供たちからこの宿題ということで、約束、どういう約束がいいかということ、子供たちが意見を持ってきたと。その後、この資料見ますと、第2回と第3回は会議自体は開かれていなくて、市が、うまべえが、「約束のイメージをつくって見たべえ！」ということで、市が最初にたたき台をつくって、それに対して子供たちがいろいろ、小さい子にも読めるようにとか、いろいろ意見を書いてくださっていると。3回目についても、会議が開かれていなくてということですかね。3回目については、書面で意見を求めたんでしょうか。ちょっとこのあたりを聞きたいのと、あと4回目のところで憲章の正式名称などに対して、また子供たちから御意見を頂いたという流れだと思うんですけど、その理解でいいのか確認をさせてください。

それから、パブコメですけども、最初に我々議員に提示されたものと最終的なものを見ると、大人の約束の2番目と3番目が順番が入れ替わっているんで、パブコメの意見を反映させたのはその部分だけというふうに理解したんですが、それで合ってるかどうか確認をしたいと思います。

それから、最後、アンケートは、カテゴリーが、この6個ぐらい並んで、環境とか挨拶とか思いやりと書いてあって、それにどれが大事かシールをするという、そういうことだったと思うんですけども、そのカテゴリーですね、どういうものがあつたのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○子育て支援部副参事（榎本 豊君） 大きく4点か、5点でしょうかね、漏れていたら御指摘、よろしくお願ひしたいと思います。

まず参考資料でございますけれども、第1回目の子ども・子育ての検討部会が5月に行われたわけですけども、その前に子供たちに送ったときにですね、白老と、それから長浜の資料については添付したところでご

ざいます。

それから、会議の流れでございますけれども、今、上林議員がおっしゃったように、第1回目の会議を、検討部会ですけども、令和元年の5月に実施をしたと。それから、6月に対面のアンケートを行いまして、7月に検討部会に対する案文の意見聴取を、書面で会議を行ったところでございます。それから、8月にですね、さらにそれをまとめた検討部会に対しまして、名称の募集及び案文へ対する意見聴取を書面にて行ったところでございます。それをもって令和元年の9月に第4回目の検討部会ということで、会議を開いたところでございます。

それから、パブコメでございますけれども、先ほど上林議員おっしゃったように、項目が相対してないというような御指摘がございまして、それは12月の議員全員協議会でお示した案へと変えているところでございます。

それから、カテゴリーですけども、資料要求でお配りした1つ目の――何枚目でしょうね。6、7枚目のところに、子供の代表の意見のカテゴリーがございまして、それにつきまして、どれが大事なのかなというところをお聞きしたところでございます。以上でよろしいでしょうか。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 何点かお伺いします。

まず今回、憲章という形で出されてきているのですけれども、これまで市が定めた憲章で市民憲章と高齢者憲章というのがあります。私のイメージでも、憲章というと、何々しましょうとか、高齢者憲章については特に、高齢者が何々できるまちにしましょうという形になってます。それに倣えば、子供の憲章でしたら子供たちが、例えばよく遊び学べるようなまちにしましょう、そういった形になるものと考えますけれども、どうしてこのような、約束をするという形にしたのか、約束という説明はあったんですけども、今までの憲章の形をとらなかったのかということをお伺いします。

2点目として、児童権利条約の精神などにものっとっているというような御答弁もありましたけれども、この参加した子供たちに対して、子供の最善の利益を保障するということを、例えば子どもの権利条約についての4つの権利など、参加した子供たちにそういった講義というか、話をしてから、こういった案を出していただくようになったのか、そういったことをしてきたかということをお伺いします。

それから、3点目として、子供たちが入って議論をしてきたということを、ずっと御説明いただいているんですけども、でも私はやっぱりこの憲章というのは、あくまで市がつくるということで発表していくというものになると思います。でも、そのときに、子供たちが入って議論したんだよということをあまり言い過ぎると、例えばですね、参加していない多くの子供たちから、この形でいくと知らないところで約束をするという形になるわけなんです。そのときに、一体誰がこういう約束の憲章をつくったんだよということ、仮に批判をされたときに、作成に関わった子供たちが、あんたたちが入ったんだから、それを決めたのは君たちでしょうというようなことで、作成に関わった子供たちが責任をとるような形にならないように、私はこれ十分配慮していただきたいと思いますが、そういった子供たちが、参加した子供たちが責められるような影響があるという認識があるのかどうかお伺いします。

それから、次に、今後もしこの憲章を市民に広めるとした場合に、私はどのように広めていくのか、想像がつかないんですけども、例えば皆さん、子供と大人の約束ができましたので、約束し合いましょうというのか、みんなで決めた約束だから守ってねというふうにするのか。

でも、約束という言葉は本当に重たいと思うんですね。先ほど部長がおっしゃった思いは、説明を聞けば分かるんですけども、この言葉だけで見ると、そういう思いまでは、私は伝わらない。約束という言葉はすごくインパクトがあって、そういうことは伝わらないと思います。そういったときに、じゃこの約束はできなかったらどうしよう、約束を破った子は、守れなかった人はどうするんですかということが出てくると思います。罰則はないにしても、自分は約束を守れなかったから駄目な人間なんだとか、できないんだということでその人を追い込むということも私はあると思います。約束を守れる人は、夢や希望を持てるかもしれないですけども、守れなかった人はどういう思いになるのかということまで考えて約束という言葉を使っているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

あともう一点、先ほどから検討結果でいろんな意見が出たけれども、委員さんやいろいろな方が関わってつくってきたということは、私もそれは本当に努力していただいたことは認めますけれども、やはりよりよいものをつくるということであれば、修正できるところは本当に修正して、みんなが共有できるようなものにしていただきたいと思いますので、そういったことを、これからももし検討できるようなことがあったら、進めていただきたいと思いますが、その点についてお伺いします。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） これまでの東大和市市民憲章や、東大和市高齢者憲章とは違う形ではないかというような御質疑でございますが、今回このような形とさせていただいたのは、先ほどから御説明をさせていただいておりますが、憲章の定義につきましては、制定された時点から半永久的に市民の行動規範になることが原則となるということで、これまで市民憲章、高齢者憲章はそうしようというような言葉だったということでございますが、今回はこのような形で、私どもの若手の職員——係長、主査職によるプロジェクトチームでも検討を重ね、子供たちの意見も頂き、大人の皆様からも御意見を頂いた結果が、最終的なこのような形となっておりますので、このような形式とさせていただいているということでございます。

それから、続きまして、子供たちに対しての説明とかということでございますが、基本的にまず子供たちに対してですね、市と国もそうですけれども、まずは我が国には児童福祉法があり、児童憲章があります。その上で、昨年がちょうど子どもの権利条約を、国連で制定してから日本が批准して30年という、昨年在りそういう年でございましたけれども、そういったところを踏まえて、我が国では児童福祉法の改正等も行われ、全て、あらゆる施策等も含めてですね、そういったもののもとで、子供の最善の利益というようなものに沿ってですね、全ての子ども・子育ての施策が進められてるということでございますので、あえて市として子供たちにそういったことを説明するということはありません。

続きまして、子供たちが配慮ですかね、ほかの子供たちからの約束なんかしてないとかって言われたらどうするんだということでございますが、まず子供たちの委員を御選出していただくに当たりましては、小中学校の校長会の校長先生方に御相談をさせていただいてですね、その中で各学校で、学年については先ほど御説明させていただいたように、受験等、授業等、様々なことに影響がない小学校5年生と中学校2年生という御意見を頂いて、そこで選ばせていただいておりますが、その後は各学校から選んでいただくのは、それぞれの学校の御判断で考えてきていただいているということと、それからその子たちだけの考えじゃなく、その子たちはあくまでも代表で、お友達や御家族や様々な、いろんな学校の中でも意見を聞いてきてねということで、それにつきましても校長会などで御相談をさせていただいた上で進めてきておりますので、その子たちだけが何かというようなことはないということで、私どもは考えているところでございます。

あわせて、参加したことに伴う、そういった影響についての市の認識ということでございますが、私どもと

しては、遊びたいのにわざわざ私どもの委員会に夕方、出てきていただいたりしたということについては大変感謝しておりますし、今年の9月の発表のときも、学年は上がって、確かに小学校6年生、中学校3年生で忙しい学年に上がりますけれども、発表のときには出てきてほしいということでお願いをさせていただいておりますので、そういったところでは、忙しい委員の子供たちには、また忙しいということになろうかと思えますけれども、そういったところでお願いをさせていただくと。それから、そういったことで、ほかの子供たちから何らかの影響があるのではということですが、それにつきましても学校の先生方が、そういった御配慮は当然にしているであろうということ、私どもとしては考えているところでございます。

それから、市民の皆様にもどのように広めていくのかということですが、これにつきましても先ほどの御答弁とかぶるところではございますが、市民の皆様にはですね、これから様々な方法で周知をさせていただきたいと考えております。その際には、これまでこの策定に携わっていただいたり、御意見等、アンケートも頂いた様々な子ども・子育てに関わってくださってる関係者の方々などの御尽力もいただいてですね、その方たちにもこの憲章を広めていただいたりということで、お願いをさせていただきたいと考えております。

それから、よりよいものとしていってほしいということでございますが、様々な検討を重ねた結果、こういう形にさせていただいておりますので、市といたしましては、この形で制定をさせていただければと考えているところでございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 一番、私が懸念するのは、その約束ということが、いろんな思いを聞けば、そういう思いでつくったのかなということも分からなくはないんですが、ただこの言葉、制定過程とか、一々この憲章の中に見えてるわけじゃないので、表に出るのはこの憲章のここに書かれている言葉なんです。そこで、約束というふうな言葉、非常にインパクトのある言葉を使うと、知らないところで約束しなくちゃならないのかということが、私は出てくると思います。約束するかしないかというのは、本当に個人的な問題であって、それをもし押しつけられたというふうに感じるお子さんとか、大人もそうですけども、そういうことを押しつけられたという形になると、本当に権利侵害ということにも、私はつながってきてしまうんじゃないかと思います。憲章が、行動規範というふうの説明がありましたけれども、私はこの行動規範という捉え方が、やっぱりこういったまちにしましょうとか、社会にしましょうということなら分かるんですけども、個人個人の約束するか、規則を守るか守らないかとか、そういった個人の問題を挙げて行動規範とすることについては、本当にその個人の問題を市が約束させるという形になってしまうと、本当に権利侵害になるのではないかなということで、非常に危惧をするわけなんですけど、そのあたりの自覚というか、そういう影響があるかもしれないというようなことは考えていないのでしょうか。そこのところを、もう一度お伺いしたいと思います。

○子育て支援部長(吉沢寿子君) まず、済みません、先ほどちょっと私が御答弁した中で、子どもの権利条約につきましても、国連で採択され、昨年、30年を迎えたということで、我が国は平成6年に批准をしているということでございますので、ちょっと言い回しが違っておりましたので、そこにつきましても御訂正をさせていただきます。

それから、今の御質問につきましてもですね、まず先ほどから御答弁をさせていただいておりますし、市長からも御提案の中でも御説明をさせていただいておりますが、まずこの憲章につきましても、東大和市の全ての子供たち、全ての大人たちがお互いに約束を交わし合うものでございます。日々の暮らしの中で、一人一人の全ての市民の皆様の方に刻んでいただき、後世に伝えていただくことを願っているというものでございます。

約束という形をとったということにつきましても、先ほどから御説明させていただいております、重なって恐縮でございますが、子供と大人がお互いに呼びかけ合い、お互いの心を通じ合わせるという思いを込めて、このような形式となっております。

約束につきましては、人と人との信頼関係の上で成り立っているものでございます。子供と大人がお互いに心を通じ合わせ、大人がきちんと子供たちに約束をすることで、相手を信頼する、自分も信頼されるという、人と人との関わりにおける大切な関係性が築かれると言われているものでございます。

先ほども御答弁させていただいておりますが、子供たちが安心して、自分たちが大人に守られ、支えられていると感じ、子供たちが自分らしく、自分自身とほかの人も大切にしながら生きて育っていける東大和市となっていくことを願い、このような形の憲章とさせていただいているものでございます。

また、これらの説明につきましては、特に大人の皆様に分かっていたいただければと思います、今後、憲章を制定した後にはですね、大人向けの説明のガイドブックのようなものを作成することを現在検討しております、子ども・子育て支援会議の委員の皆様には既に投げかけて、御意見等を今もらおうとしているところでございます。

以上でございます。

○子育て支援部副参事（榎本 豊君） 先ほど上林議員の答弁の中で、令和元年6月に行ったアンケートの件でお答えいたしましたことで、ちょっと訂正がございますので、よろしく願いいたします。

全て対面で行ったというふうに申し上げましたが、一部は用紙を置きまして、投票箱に投票していただくというような形式をとりました。狭山保育園、やまとあけぼの学園、子ども家庭支援センターで6月に行ったところで、その中にはどんなものかというところでもいただいたというところでもございまして、こちらにつきましては対面ではございませんでした。

以上、訂正よろしく願いいたします。

以上です。

○21番（床鍋義博君） 子育て憲章検討部会での資料を見ますと、参加された方は非常に真摯に、一生懸命、書いていただいた。特に子供の代表は、しっかりと書かれたなと思うんですけども、その子供たちの代表が、各学校での意見を集約するために、先ほど案が、他の議員の御答弁の中で、案を示した後に御意見を聞いたということだったんですけども、実際に検討部会に入る前に資料を、先ほど白老のところと長浜市か——といったところの資料をということだったんですけども、これにプラスして、判断材料として、子供がそういう子どもの権利条約という国連で採択されたものがありますけれども、そういった子供が権利の主体だというような権利教育というんですかね、そういったことも含めて、各学校でどのようなことをやったのか、やらなかったのかということもまず教えてください。

それと、これが憲章制定後ですね、実行段階に移していく。これはあくまで理念ですから、様々なこれから施策が必要になってくる。もしかしたら条例なのかもしれませんけれども、そういったことがどういった計画になっているのか。

この2点、お願いします。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 子供たちの代表の委員の方々に、最初にお示しをさせていただいたときにですね、各学校での人権教育等というようなお話でございますが、私どもにつきましても、その学校の申し訳ございませんが、教育のカリキュラムのところまでは分からないので、私どもの担当部といたしましては、そ

ういった人権教育といったものにつきましては踏み込んでおりません。

しかしながら、先ほどから御説明させていただいておりますとおり、我が国全体で児童の権利条約を、子どもの権利条約を批准したということがございますので、当然全てのあらゆる子ども・子育ての関連する施策、それはもちろん教育とかも含むと思いますけれども、国全体で取り組んでいるものと考えております。

私のほうからは以上でございます。

○子育て支援部副参事（榎本 豊君） 制定後の施策でございますけれども、まずは9月の市制50周年記念式典におきまして発表させていただきたいと。そこですら、やはり配布物の中に、やはり早く、広く憲章の内容を知っていただきたいということでございますので、啓発グッズをまずは考えております。その後、やはり各市内、学校を含めまして、市の施設等に憲章の内容の掲出をお願いするようなものを作成しようということで、当初予算には計上を予定しているところでございますので、予算が通り次第、それを来年度実施したいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 東大和市が、この権利条約に沿って施策をしていくということは分かっているんです。私がお聞きしたかったのは、子供が、これ先ほどから、この憲章というのは半永久的に続くものだという、そういう行動規範だということをおっしゃっているんですから、結構重要な年なわけですよ。そうすると、子供たちがこれから将来にわたって半永久に、この憲章をつくるんだという意識があると、これって1回や2回のものではなくて、ある程度、学校の中でも、教育としてこういった、君たちはこういう権利があるんだよというのをしっかりと教育した後で、それで子ども憲章というのが東大和でつくられるから、そのために君たちの意見を出してくださいというようなことがあれば、より人権意識とかということが、ちょうど小学校、中学校で芽生えて、これが将来につながるってすごく重要な機会だと思うんですね、その機会を逸しちゃってるんじゃないかなということで聞いたわけなんです。ですから、そういったことを各学校にお任せするではなくて、今聞くと多分、恐らくやってないのかなと思うんですけど、もしやっていたら、やっていたという答弁を頂きたいんですけども、やってないだったらやってないでもいいんですけど、それはちょっと残念だったなということが1点と。

それから、制定後の話、広めていくって話は、今御答弁のとおりだと思うんですけど、その後、これあくまでも戦略と戦術でいくと戦略じゃないですか、ビジョンなわけですね。それを実行段階に移していくための計画性というのは、次に何やってっていうことがある程度決まっているのかなと思ったんですけど、それが今の御答弁だとないということでよろしいんでしょうか。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） まず1点目の人権教育の件でございますが、子育て支援部といたしましては、そこまでの範囲ではないと考えておりますので、そこはやっておりません。

以上でございます。

○子育て支援部副参事（榎本 豊君） 令和2年度で、予算につきましては、予算に要望しているところでございます。次年度以降につきましては、今後、実施計画等で載せられるものにつきましては要望していきたいというところでございまして、まだ具体的には案はありますけれども、まだ公表できるような段階ではございませんので、次年度以降もですね、やはりいろいろな施策を打っていきたいということを、担当では考えてるところでございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 子供と大人の約束ということで、子供のところで、困ったときはすぐに相談しますというふうにされてるわけですが、他の自治体ですけれども、児童相談所に駆け込んだ子供が、警察に行けて追い返されたというのが報じられたばかりですけれども、虐待死などが起きるたびに、子供たちのそうした声が届かなかったというようなことが、そのたびに大きな問題になって、児童相談所の体制の問題も含めて、大変深刻な社会問題になっています。そうしたことこそ、今問題なのではないか。子供が困ったときに、すぐに相談できないという状況があるのだとすれば、それが問題なんではないかというふうには思うわけですが、その点での認識を伺います。

それから、約束やルールはしっかり守りますというふうに書かれていますけれども、自分の髪の毛が茶色い生徒が、校則違反だと言って、黒く髪を染めることを強制される。こうした人権侵害のルールが子供に押しつけられることこそが、問題なんではないかというふうには私は考えるわけですが、そうした点での認識を伺います。

これらのことも含めて、子供たちにこうした約束をさせることではなくて、社会が子供たちの最善の利益を、そして子供たちの当然の権利を守っていくということが、求められているんじゃないかというふうに考えます。この3点、認識を伺います。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） まず、虐待の関係のすぐに相談できないといったところの対応等につきましては、この憲章とは違う話にはなってしまいますけれども、市といたしましては現在、子ども・子育てに関係する全ての機関で、要保護児童対策協議会というものをやっております、その組織の中です、児童虐待の早期発見や防止等に取り組んでいるところでございます。

また、そういった相談などのチャンネルにつきましても、広く捉えるということと、私どもにはおかげさまで市内に6館、児童館等もございまして、その中で中高生も含めた子供たちが、不特定多数の子供たちが来ておりますので、そういった日々の子供たちのそういう居場所の中です、キャッチするような力を身につけられるよう、職員には日々、研修等も行いながら、そういった視点も常々入れて、子供たちのそういった安全・安心といったところでの対応に努めてまいりたいと考えております。

それから、子供たちに対する人権等の認識ということでございますが、子供の人権を守ると、最善の利益を図るというようなことで、先ほどから御説明をさせていただいており、国を挙げて児童福祉法も改正をしております、全ての制度の中で児童福祉法等の理念に沿って、施策等も実施しているということでございますので、そういったところで適切に子供たちに対してのその最善の利益を守るところは図るように、国も全て挙げて努めているというところで認識をしているところでございます。

また、子供たちに約束をさせるということではないんじゃないかということでございますが、先ほどから御説明をさせていただいており、この憲章につきましては、なぜこのような形にしたかと申し上げますと、児童福祉法や児童憲章や子どもの権利条約等の理念に基づいて、市の実情に沿って、市民の皆様が具体的に取組むことができるものとして、市民の皆様に簡潔に分かりやすく覚えやすい、理解しやすい短いセンテンスで、この内容、子ども・子育て支援に関してです、大人の皆様一人一人の心に刻んでいただいて、大人の約束のほうの文言をです、何か具体的に大人の皆さまの心に響いていただいて、取り組んでいただきたいという願いを持ってつくっているものでございますので、ぜひとも大人の皆さまには、先ほど御説明いたしました、憲章が制定できましたら、そういった大人向けの説明なども、これから出していく予定でございますので、ぜひ様々な場で、こちらにいらっしゃる市議会議員の皆様方にも、そういったものをPRしていただきまして、

皆様に広めていただいて、特に大人の皆様に取り組んでいただきたいと願っているものでございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 市長の施政方針でも、この子ども・子育て憲章は、子ども・子育てに関する共通の理念、指針だというふうに位置づけられています。今、私も含めて何人か質疑した中でも、市の見解と大きく隔たりがあるというふうに考えますし、パブリックコメントの中でも、隔たりがある、違和感を覚えるというような状況が見受けられるというのが今の状況だと思います。今後の共通の理念、指針として半永久的にというような大切な憲章をつくるに当たって、9月の50周年で発表したいということですが、まだ半年以上、時間があるわけですし、これは市長に伺いますけれども、こうした状況を踏まえて、もう一度時間をかけて、市民の皆さんに投げかけて練り直していくということが必要なんではないかと思っておりますけれども、この点での認識を伺います。

○副市長（小島昇公君） いろいろな御質疑をいただきまして、お答えをさせていただいております。法律に基づいて議案として提案するというのではなくですね、お子さんにも入っていただいて、また市民の方や教育関係の方、みんなに入っていただいて、今、私どもが提案しているのは、私どもが考える範囲内でベストということで提案しておりますので、そこは御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 皆さんからお話を伺って、私もこの案を読んだときに、率直に言って文章だけ見ればね、ごく当たり前のことを当たり前に語っているだけだから、これはこれでこういうこと、こういう願いを市が、市民の皆さんや子供たちに持っているんだなということは思いました。ただ、一つ一つよくよく読んでみると、特に私どもは、この間、出会った市内に住む親御さんたちなんかの事例に当てはめると、例えばLGBTQだとか、性自認の問題で社会とのあつれきを感じているような子供にとっては、どういふふうに読めるだろうとか、それから今よくブラック校則なんてことは言われますけど、髪の色って話もさきしましたけども、地毛証明書を持ってきなさいだとかね、下着の色はこうでなければならぬだとか、こういう昔はよくあった話だけれども、今となつては、言ってみればとんでもみたくない、そういう決まり事っていうのが往々にしてあります。それから、不登校やひきこもりを経験しているようなお子さん、また親御さんたちなんかも、登校しなきゃというそういう規範との意識、働かなきゃという規範との意識に悩まされる。それから、外国にルーツを持つお子さんや、親御さんというのだと、特に一般的な、よくあるような、日本の当たり前ということと衝突することはよくあります。

そういうような市民の方が、これを読んだときに、自分は、その真ん中よりもずっと外れたところにおいて、この規範から外れる人間なんじゃないかという、こういうように感じられるようなものになってしまうと、せっかくの努力も元も子もないというふうに思います。特にそういう規範が、また10年とか15年とかね、それぐらいすると、もうどんどん当たり前が変わっちゃうってことあると思うんですよ。昔あったLGBTなんて話は、全く振り向かれもしなかったことだけど、今はやっぱり大事なことだという認識が変わりますし、先ほどからのこの憲章が、半永久的な規範というふうに用いられるものなんだっていう御説明を聞くと、むしろそのことが一番心配になる気がします。繰り返し繰り返し、こういったことは見直されてしかるべきだと思いますし、できればこの今回の案については、こういった議論を経ながら、さらにブラッシュアップしていくために、1回、返していくということも、時には必要なかなというふうに思いますので、そういったことも含めてお考えを聞きたいと思っております。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） まず、様々な方たちのというのは、今議員からのお話ございましたけれども、この右側の大人の部分につきましては、もう誰もがと、まず前文で全ての人ということが、まずなってます。ですから、全ての人です。東大和の誰もがです。右側の大人の文言も、改めて見ていただければ、大人が子供の健やかな成長を見守ったり、様々な個性や考え方を認めると、可能性を引き出すと、そういったところ。それから、絶対に傷つけたり、手を出したりはしないよというようなことを、こういったことを大人が約束するという文言になっております。これについて、こういったことが半永久的でなく、すぐが変わってしまうということになると、果たして子供たちが大人を信頼してくれるのだろうか。大人は、自分たちに約束をしてくれるということが、すごくうれしいといったような意見も、この部会の中で頂いております。私も大人は、皆この約束の文言のようになれるように、常に努力をしていくということが、誰もが必要なんではないかというようなことで考えておりますので、半永久的と言ったことが、一般的に憲章の定義ということで先ほどから御説明させていただいておりますが、市としての考え方としては、その定義にのっとった考え方で、現在進めているところでございます。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 子供の心や体を傷つけることはしませんって、これ不動のものではないかというふうにおっしゃられたわけでありまして、今般の様々な子供を傷つけるような、重篤な事件であっても、背景にはそのやった大人を追い込むような社会的な背景だとか、様々な事情もあるから単純に駄目な大人がいるということにはならないんだっていうのが、今日の理解なのではないかなというふうに思います。そういうことも含めて、前だったら駄目な大人はしゃんとしなさいって話になるわけだけど、今日だったらなぜそういうことが起こるのか、社会的な背景を、どこを正さなきゃいけないのかっていうようなところに今、力点があるわけでありまして、この憲章によってそこを書いたから、そういった事案がなくなるというわけではありませので、その点については意見になりますが、申し上げておきたいと思います。

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案について委員会付託を省略することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中間建二君） 起立多数。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔7番 上林真佐恵君 登壇〕

○7番（上林真佐恵君） 議席番号7番、上林真佐恵です。日本共産党を代表いたしまして、第24号議案 東大和市子ども・子育て憲章に反対の立場で討論を行います。

国連で子どもの権利条約が採択されて30年、日本が批准してから25年が過ぎました。子どもの権利条約は、子供を人権を持つ独立した人格として尊重するとともに、その成長発達に必要なものが保障されなければならないという理念のもとにつくられました。子供に関わる全てのことについて、子供の最善の利益が考慮されなければならないとしています。

市は東大和市子ども・子育て憲章を策定するに当たり、行動規範となるものとして、この憲章を位置づけています。子育て憲章検討部会の母体である子ども・子育て支援会議の中で、市が子供と大人の行動規範となる（仮称）東大和市子ども・子育て憲章を制定したいと考えていると発言していることから、この憲章が行動規範を示し、子供と市民のあるべき姿をつくる目的だったことは明らかです。今までの質疑の中でも、御答弁によりその姿が明らかになったと思います。

憲章は、子供と大人の約束という形で、子供の集団と大人の集団が約束し合う形で、それぞれの行動規範を示す形になっています。行動規範そのものは、悪いことだとは言いきれません。しかし、行政が市民に対して行動規範を示すということは、行政が求める子供像、模範となる市民像を示すということにほかなりません。

たとえ約束の一つ一つに、子供や市民の意見が反映されていたとしても、行政が子供や市民に対し行動規範を示すことは、子供たちの最善の利益のために何をすべきかという行政の責任を、子供を含む市民の責任に転嫁するものではないでしょうか。今行政に求められるのは、家庭の経済格差がそのまま教育格差につながっている現状を解消することであり、また管理的、競争的な教育のあり方を見直すことであり、そして子供たちの教育環境をよりよいものに向上させ、子供たちが真に生き生きと子供らしく子供時代を過ごせる環境整備を行うことではないでしょうか。

憲章の前文に書かれた全ての人が、未来に夢や希望を持てるような社会をつくることは、まずもって行政、政治の責任であり、子供たちと市民がお互いに約束し合ってつくるものではありません。子供たちと大人がそれぞれの自由意思によって、夢や希望を持てる社会のために努力することはすばらしいことですが、行政側が市民のあるべき姿として行動規範を示すことは、憲法で保障されている内心の自由に踏み込むものと考えます。挨拶一つとっても、人とのつながりの中で、どのように感じ、どのように行動するかは、私たちの自由意思によって決定することが憲法で保障されているはずですが。

子供も同様です。生まれた家庭の経済状況によって、希望の進学先が選べない子、進学すら諦める子、幼いころから家族の面倒を見ることを余儀なくされているヤングケアラーの子、十分な医療にかかれぬ子、毎日の食事がカップラーメンやお菓子の子、1人で夕食を食べている子、東大和市にもそうした子供たちがいることは、市が行ったニーズ調査でも明らかになりました。

市は、将来に夢や希望を持つことすらできず、ひたすら日々を生き抜いている子供たちに、進んで元気よく挨拶をし、よく遊び、よく学び、規則正しい生活をするを、子供たちの責任として、子供たちに約束させるのでしょうか。市がやるべきことは、行動規範を示すことではなく、一刻も早く格差を是正し、こうした状況にある子供たちが、夢や希望を持って生きていける社会をつくることではないでしょうか。

子供たちは遊ぶことが大好きです。遊びは子供の発達に欠かせないものでもあります。しかし、現在の子供たちは遊ぶ時間も場所も奪われています。国連子どもの権利委員会は、日本政府に対し、過度に競争的、管理的な教育が子供を追い詰め、不登校やいじめの原因になっていることを指摘しています。また、子どもの権利条約第31条で保障された遊ぶ権利、休息する権利、自由に過ごせる時間を持つ権利が十分に保障されていないために、子供たちが大きなストレスにさらされており、子供時代が失われているとさえ指摘する専門家もい

ます。

子供たちが十分に遊べないのは、言うまでもなく子供たちの心持ちの問題ではなく、教育の在り方の問題です。学びたくても家族の面倒を見なければならず、勉強どころではない子や、進学できない子供たち、遊びたくても遊べない子供たち、規則正しい生活をしたくてもできない子供たち、こうした一人一人の子供の姿を顧みることなく、子供たちを集団化し、画一的なあるべき姿を行政が示してしまえば、その枠から外れた子供たちを苦しめることになるのではないのでしょうか。他国に比べ日本の子供たちの自己肯定感が低いのも、こうした画一的な枠の中に子供たちを押し込めようとするのが、原因の一つなのではないのでしょうか。

また、市内で子育て中の少なくない家庭が経済的困窮や孤独など、子育ての困難を抱えています。市のニーズ調査でも、子供を怒り過ぎてしまったり、手を上げてしまったりする保護者の姿が明らかになりました。大人の約束は、こうした親たちをも追い詰め、苦しめることにはならないのでしょうか。

そもそも子どもの権利条約は、子供を集団として捉えるのではなく、一人一人の固有の発達を大切にしなければならぬことを提起しています。子どもの権利条約で求めているのは、子供たちを集団化し、画一的なあるべき姿の枠に当てはめることではなく、むしろ真逆の一人一人の気持ちや行動を丸ごと受け止めることです。

もしも子供たちが、例えば挨拶をしない、ルールを守らないなど、一見好ましくない姿であったなら、なぜその子がそうした行動を取るのか、なぜそうした行動を取らざるを得ないのか、子供たちの気持ち、思いに寄り添うことが、私たち大人の役割ではないのでしょうか。

とりわけ、発達段階にあり、気持ちや思いを十分に言葉にできない子供に対し、私たち大人は、その行動から、その子の心に何があるのか、何を求めているのか、理解しようと最大限努力をすることが求められています。

憲章の策定過程についても、広範な市民の意見が反映されてないことは問題だと考えます。市が子供代表を会議に呼んで、意見を聞いたことは評価します。しかし、その手法は、初めから行動規範として市がたたき台を示し、どういう約束がいいのか意見を聞くという形です。いただいた資料を読むと、子供たちがどういう約束がいいか、一生懸命考えて書いたことが伝わってきます。元気よく挨拶をしたい、お年寄りや障害者に優しくしたい、子供たちの真っすぐで素直な純粋な思いが伝わってきます。子供たちには、それぞれの思いを大切にしてもらいたいと思います。だからこそ、この一人一人の子供たちを行政が集団としてまとめ、画一的なあるべき姿、目指す子供像という枠の中に押し込めるべきではありません。

子供たちは、一人一人が違った存在です。それぞれの気持ち、思いを持っています。そして、その気持ちや思いを意見として表明する権利を持っています。子どもの権利条約第12条で保障されている意見表明権です。憲章として行政が、私たち子供はという集団の約束を示してしまえば、そこに子供一人一人が持つ色とりどりの気持ちや思いは表明されようがありません。子供を集団としてみなし、画一的な姿を押しつけようとするそのものが、子どもの権利条約の理念に反していると言わざるを得ません。

同様に、関係する団体に対しても、市があらかじめ用意したたたき台についての意見を求めるという手法をとっていますが、共通の理念、指針として憲章をつくるというならば、どういう憲章がふさわしいのか、白紙の段階から広範な市民や子供の意見を聞いてつくるべきではないのでしょうか。出来上がった憲章についても、市内の子供たちに意見を聞いていないことが明らかになり、ほとんどの子供たちにとって、この約束は知らないうちにできた約束ということになってしまっています。

パブリックコメントでは、市民の皆さんの真摯な意見が多く寄せられていますが、反映されているのは、約

東の順番を入れ替えたということだけであり、内容については何の反映もされていません。市民の共通の理念、指針をつくる過程として、明らかに市民参加が乏しいと言わざるを得ません。広範な市民が参加していない中、市民の共通の理念、指針が行政によってつくられたという経緯は重大です。議会としても、委員会に付託して審議するなど、慎重な対応が必要であったと考えます。

以上、反対討論といたします。

〔7 番 上林真佐恵君 降壇〕

〔18番 東口正美君 登壇〕

○18番（東口正美君） 議席番号18番、公明党の東口正美です。私は、公明会派を代表し、第24号議案 東大和市子ども・子育て憲章についてに対して、賛成の立場で討論をいたします。

今回、議案として提出された東大和市子ども・子育て憲章は、これまで尾崎市長を中心に東大和市が進めてきた、日本一子育てしやすいまちを、さらに多くの市民とともに、市民と行政が一体となって、東大和の子供たちを育てていくため、市制50周年の節目に合わせてつくられたものだと理解しています。

私たち公明党会派としては、かねてより、日本一子育てしやすいまちの実現に向けて、より施策を前に進める、（仮称）日本一子育てしやすいまち条例の制定を求めてまいりましたが、今回の子ども・子育て憲章は、条例の制定に向けて、広く市民の皆様に御理解や御協力をいただける環境を整える大きな一歩であると受け止めております。

東大和市では、これまでも子ども・子育て支援会議に、子育て当事者である保護者を委員に加えるなど、子育て施策の推進に当事者の声を反映する努力をし、きめ細やかな事業を行い、子育てしやすいまちとして、一定の評価を得てきました。

また、特に今回の子育て憲章の制定に当たっては、子供たちの代表にも直接話し合いに参加してもらい、子供たちの言葉で憲章の内容を決めてきたことや、大人側の約束をつくるに当たっても、市民の代表となった方たちが熱い思いを込めて、憲章の制定、策定に当たってくれています。

今回、東大和市子供と大人の約束は、憲章の制定に当たった方たちが率直な思いを言葉に表し、多くの市民の方たちにも広く賛同してもらえるよう、できるだけ分かりやすい表現を心がけております。中でも参加した子供たちは、自分たちよりもさらに年の下の子供たちに、分かりやすくなるように心配りをしています。例えば、約束の表記も漢字ではなく平仮名にすることなども、会議の中で子供たちが発言しています。

ただ、今回この憲章が約束という形を取ることで、約束はさせられるものではないとの御指摘もあるようですが、今回の憲章の策定過程を理解すれば、この約束はさせられたものではないことがはっきりと分かります。子供たちは、自分たちも約束するから、大人たちも約束を守ってほしいと思っています。また、約束を守る自分たちのことを見守ってほしいと願っています。

先日、今回の憲章作成に参加した保護者の方からお声を伺う機会がありました。その方は、今回の子ども・子育て憲章の作成に当たって、担当部と何度も熱心に議論を重ね、やりとりをしながら、本当に一つ一つの言葉に思いを込めてつくらせてもらったと語っておられました。

子供の権利条約には、4つの原則があります。1、命を守られ成長できること。2、子どもにとって最もよいこと。3、意見を表明し参加できること。4、差別のないこと。

先ほどの質疑への答弁や、憲章の制定過程を見れば、これらの4つの原則はしっかりと踏まえられ、取り組んでこられたことが明らかであります。

また、子どもの権利条約の第5条では、「締約国は、児童がこの条約において認められる権利を行使するに当たり、父母若しくは場合により地方の慣習により定められている大家族若しくは共同体の構成員、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者がその児童の発達しつつある能力に適合する方法で適当な指示及び指導を与える責任、権利及び義務を尊重する。」とあります。

この条文は、親（保護者）は子供の発達に応じて適切な指導をすること——国は親の指導を尊重することを規定しているものであり、大人と子供が目指すべき姿を約束することは、この条文に照らして何ら問題がないものと考えます。

子ども・子育て憲章の作成に関わった子供たちを含む多くの方たちの思いを大切に、東大和市市制50周年を記念して作成された子ども・子育て憲章を、多くの市民が我がことと受け止め、まずは大人の側が約束を守ることで、未来を担う全ての子供たちの健やかな成長と幸福を願い、「東大和市 子どもと大人のやくそく」、東大和市子ども・子育て憲章の賛成討論といたします。

〔18番 東口正美君 降壇〕

〔4番 実川圭子君 登壇〕

○4番（実川圭子君） 議席番号4番、実川圭子です。第24号議案 東大和市子ども・子育て憲章について、反対の立場で討論します。

子供も1人の市民として生活していながら、選挙権もなく、子供を守る大人がいなければ生きていくことができません。しかし、子供を守るはずの大人による虐待など、深刻な状況が東大和でも起きています。

また、子供のためによかれと思つての大人の行動に追い詰められ、生きづらさを抱え、不登校やひきこもりになってしまう子供たちもいます。

子供の権利について、わがまを許すのかという反論をする方は、もう今の時代にはいないと思います。大人の価値観や主張を押しつけるのではなく、子供自身が持っている力を伸ばして育てることで、子供たちは自信を持って成長することができます。

約束を守れても、守れなくても、どんな子供であっても、東大和市に生まれてよかった、住んでいていいんだ。ゼロ歳の赤ちゃんから18歳まで、誰でも無条件に守られ育つ権利を有しているということが感じられる温かみを持った憲章を望みます。

現在の子ども・子育て支援事業計画の基本理念は、「あふれる笑顔で 豊かな心と幸せを育むまち 東大和」であります。第2期では「あふれる笑顔で すべての子どもたちの 豊かな心と幸せを育むまち 東大和」というふうになるかと思つています。この上位に位置する理念や方針を、この子ども・子育て憲章が示していると言えるのか、私には疑問です。

具体的な行動を示した子ども・子育て憲章が、理念や方針を表していると位置づけるには、無理があるのではないのでしょうか。子供たちも入つて考えたということは、子供の参加を実現したことであり、評価をいたします。しかし、その会議の進め方については疑問が残ります。顔を合わせた会議に、子供たちが出席したのは1人1回だけです。1回目の会議のときには、既に案を持ち寄っていますが、そのときにはどのような方向性を持った憲章をつくるのかが示された後です。子供たちが一から考えたとは言えません。憲章をつくるに当たり、子供の権利についての説明もしていません。

さらに、今後、例えばこの憲章が批判されるようなことが仮にあった場合どうでしょうか。誰がこの憲章をつくったんだと聞かれ、子供たちが一緒に会議に入つてつくつたということを言いわけに使われるとしたら、

参加した子供たちに責任を負わせてしまうことにならないか心配です。その点は、十分配慮していただきたいと思えます。

私は、憲章をつくることに反対ではありません。むしろ、日本一子育てしやすいまちにふさわしい憲章があったら、子供たちも誇りに思っ育つことができるだろうと考えます。その上で、憲章をつくることを急がずに、中身をよりよいもの、多くの市民が共感し、共有できるものとなるよう検討を続けてほしいと考え、ここではあえて反対させていただきます。

これまで検討してきたこと自体を否定するものではありません。よりよいものにするために段階を踏んで、この憲章をベースとして、小中学生や保護者、多くの市民に意見を聞いて、修正すべきところは思い切って修正することを求めます。

駄目なものは駄目というときの捉え方は人によって異なります。大人がよかれと考えたことでも、子供から見たら押しつけの権利侵害になることがあり得ます。今後この憲章が憲章として残るものであれば、子供への権利侵害が起らないよう、子供たちが追い詰められることがないよう、大人の価値観を押しつけられることがないよう、子供たちが嫌なことは嫌と言える意見を表明ができるようにすべきです。

万が一、子供に不利益なことが起きたら、救済できるような仕組みを、子どもの権利条例としてつくることも改めて強く求め、討論いたします。

〔4 番 実川圭子君 降壇〕

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

第24号議案 東大和市子ども・子育て憲章について、本案を原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中間建二君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

ここで10分間休憩いたします。

午後 3時21分 休憩

午後 3時30分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第29 第25号議案 東大和市健幸都市宣言について

○議長（中間建二君） 日程第29 第25号議案 東大和市健幸都市宣言について、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） ただいま議題となりました第25号議案 東大和市健幸都市宣言につきまして、提案理由

の御説明を申し上げます。

市では、生涯にわたって健康で生き生きと豊かな人生をおくることができるまちを「健幸都市」と考えております。生きがいを持ち、自立した生活で自分らしい人生を送るためには、健康であることが大きな要素であり、健康寿命の延伸は、人間の幸せに深く関わるものであります。

健幸都市は、個人による健康づくりと社会的な支えが結びついて、初めて実現いたしますことから、個人が自助努力をしやすい環境を整えるとともに、市だけではなく、市民、企業、団体などの様々な関係者が協力して健康寿命の延伸に取り組んでいく契機とするため、東大和市を健幸都市として宣言するものであります。

都市宣言につきましては、本来、特に議会の議決を要することにはなっておりませんが、本宣言は、一人一人の市民の皆様へ、日々取り組んでいただくことを願い、市制50周年の記念すべき節目の年に合わせて、宣言するものでありますことから、市議会議員の皆様への御理解と御協力をいただきたく、議案として提案するものであります。

なお、議決をいただきました後は、令和2年9月26日に開催を予定しております市制50周年記念式典におきまして、宣言してまいりたいと考えております。

また、広く市民の皆様へ取り組んでいただけるよう、周知啓発に努め、市議会議員の皆様とともに推進してまいります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○17番（木戸岡秀彦君） それでは、3点ほど質疑をさせていただきます。

1点目は、東大和市健幸都市宣言をすることで、市民にどのような効果があるのか、効果があると認識しているのか、お伺いをしたいと思います。

2点目は、東大和市健幸都市宣言を、市民にどのように周知をさせていくのか、お伺いをしたいと思います。

3点目は、今までも各種施策を行っておりますけれども、新たに取り組む施策について、具体的な内容についてお伺いをしたいと思います。

以上、お願いいたします。

○福祉部長（田口茂夫君） 3点、御質問いただきました。

宣言をすることの効果についてでございます。この宣言は、健幸都市を目指して、市だけではなく、市民の皆様、企業、団体などの様々な関係者が協力していくこととしております。東大和市健幸都市宣言の実施は、健康づくりの主役である市民の皆様にとりまして、さらに進んだ、自主的にですね、主体的に健康づくりの取組をスタートさせる契機となるというふうに考えております。

2点目といたしまして、市民の皆様への周知についてでございます。先ほど市長から提案の中でもお話がありましたように、市制50周年の式典を令和2年9月に開催する予定としております。この式典におきまして、宣言を実施をしたいと考えております。また、健幸都市宣言の実施後もですね、健康づくりに関連する様々な事業やイベントなどの実施にあわせまして、健幸都市宣言の周知を広く図ることで、多くの皆様へ知っていただけるものと考えております。

市民の皆様をはじめ、市内外の様々な企業、団体など関係者の方々に、この健幸都市宣言を知っていただき、

ともに健康寿命の延伸に取り組み組んでいただけるよう、様々な機会を活用いたしまして周知をしてまいりたいと、このように考えております。

特に福祉部におきまして、6月に環境市民の集いにおけます無料歯科相談ですとか、11月に行っております福祉祭との同時に行っております健康のつどい、こういったものを活用しながら、様々な機会を捉えてまいりたいと、このように考えております。

3点目でございます。健幸都市宣言に係る新たな施策についてでございますが、市では、健幸都市の実現に向けた東大和市健康寿命延伸取組方針、こちらを策定し、確実に進めていくため、先日ですね、議員の皆様にも御配付をさせていただきました、健幸都市の実現に向けた東大和市健康寿命延伸取組方針アクションプラン、こちらのほうを策定したところでございます。このアクションプランにおきましては、健康寿命の延伸に係る取組におきまして、運動、食生活、社会参加、予防、早期発見、健康づくりというということで、大きく5つの分類をさせていただいております、定めたこの取組方針の内容を取り入れた6つの新規事業を掲載してございます。

これらの新規事業をはじめ既存事業など、様々な関係者の皆様と連携、協力し適切に実施し、健康寿命の延伸に取り組み組んでまいりたいと、このように考えております。特に産官学民、こちらのほうの事業につきましましては、来年度から東京大学未来ビジョン研究センターなどとも既に連携を進めておりますので、こういったところも含めまして進めてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

この周知に関してですけども、特に何かリーフレットをつくるとか、何かカードをつくるとか、何かそういったものは考えているのでしょうか。

○福祉部長（田口茂夫君） 令和2年度の予算におきまして、そういったリーフレットですとか、そういったものの作成の予算計上を少しさしていただいておりますので、詳細、細かいところは今後の詰めになるかと思いますが、そういったところもつくりましてですね、そういったところで市民の皆様にも周知を図ってまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 4点、伺います。

1つは、1月に厚生労働省が国民健康・栄養調査結果を公表しました。この調査結果のポイントでは、習慣的に喫煙している者の割合、健診未受診者の割合、歯の本数が20歯未満と回答した者の割合は、世帯の所得が600万円以上の世帯員に比較して、男女ともに200万円未満の世帯員で有意に高いとされています。有意に高いというのは、因果関係が考えられるということになると思います。具体的には、どのようになっているか伺います。

2点目に、同じくこの調査結果のポイントでは、栄養バランスの取れた食事をしている者の割合について、所得別で見ると、ほとんど毎日と回答した者の割合は、世帯の所得が600万円以上の世帯員に比較して、男女ともに200万円未満の世帯員で有意に低いとされています。

また調査結果の概要では、主食、主菜、副菜を組み合わせることができない理由は、食費の余裕がないと回答した者の割合が、世帯の所得が600万円以上の世帯員に比較して、男女ともに200万円未満の世帯員で有意に高いとされ、さらに肉類、乳類の摂取量は、世帯の所得が600万以上の世帯員に比較して、男女ともに

200万円未満の世帯員で有意に少ない。エネルギー摂取量は、世帯の所得が600万円以上の世帯員に比較して、男女ともに200万円未満の世帯員で有意に少ないとされています。具体的には、どのようになっているのか伺います。

それから、3点目ですけれども、以前、一般質問でも取り上げましたが、武蔵村山市で行った子供の貧困について、ターゲットを絞った調査結果でも同様の状況が示され、さらに子供の成長にとって不可欠な社会的な体験という点でも、貧困層の子供が大変不利な状況に置かれていることも示されました。貧困の拡大が、格差の拡大が、健康の格差をもたらしている。このことこそが、目下の大問題だという認識があるのかどうか、伺います。

4点目です。都市宣言の3番目に、「社会活動に参加し、世代をこえて人とふれあい、楽しく交流します。」とされています。貧困の拡大が健康に重大な影響を及ぼしている今、このようなことを市民に求めるのであれば、公民館、郷土博物館や老人福祉館、学習等教養施設、集会所、さらには学校体育館、校庭、教室などの有料化の検討は直ちにやめるべきと考えますが、いかがですか。

○健康課長（志村明子君） 私のほうから最初の3点について、御答弁のほうさせていただきます。

まず国民健康・栄養調査は、健康増進法に基づき、国民の身体状況、栄養素等摂取量及び生活習慣の状況を明らかにし、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得ることを目的に実施されています。厚生労働省のホームページにおいて、平成30年11月に実施されたこの調査の結果が公表されております。この調査表で、習慣的に喫煙している者の割合の差は、男女ともに7%台となっております。また、健診未受診者の割合の差は、男女とも20%から10%台となっております。また、歯の本数が20歯未満と回答した者の割合の差は、男女とも10%前後となっております。習慣的な喫煙は、あらゆる生活習慣病の要因となること。また、健診は病気の早期発見、早期治療に有効であること。そしゃくを良好の状態に保つことは、全身の健康に重要であることなど、これらの項目全てについては、世帯の所得によらず、全ての市民の方に正しい知識を持っていただくための啓発が必要であると考えております。

2点目の国民健康・栄養調査の結果でございますが、栄養バランスの取れた食事をほとんど毎日と回答した者の割合の差は、男女とも10%台後半のあたりとなっております。

次に、主食、主菜、副菜を組み合わせて食べることができない理由を、食費の余裕がないと回答した者の割合の差は、男女とも10から20%台の差となっております。

また、肉類、乳類の摂取量の差は、男女とも12グラムから27グラムの間、また乳類の摂取量の差は、男女とも同じく20グラム前後の差となっております。

また、エネルギー摂取量の差につきましては、男女とも8キロカロリー一台から200キロカロリー一台の差となっております。

適切な栄養は、あらゆる生活習慣病やフレイルの予防となり、全身の健康に重要であることについて、これも世帯の所得によらずに、全ての市民の方に正しい知識を持っていただくための啓発が必要であると考えております。

次に、3点目の質問でございます。

こちらにつきましては、生涯を通じた健康づくりにつきましては、妊娠期から子育て期にわたって切れ目のない支援とともに、幼少期から食事は健康な体を維持するために最も基本となるものであること。おいしいと感じながら、適正な量と栄養バランスの取れた食事をとることは、円滑な消化と生態バランスを整えることに

も役立つことなど、正しい知識を持っていただくための啓発がまずは必要となると考えております。

以上です。

○企画財政部長（田代雄己君） 健幸都市宣言の内容と使用料、手数料等のあり方の検討の関係でございます。

現在検討しているところでございますけれども、目的は受益者負担の適正化を図るためということと、財政状況が見込まれるということで、持続可能な行財政運営を行うためということでございます。今の検討につきましては、必要な検討であると思っております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 1点目、2点目、3点目、全て所得に関わらず、全ての市民に対する啓発が必要だという御答弁ですが、同時にここで示されている所得によって、この格差があるということについては、啓発だけで、これいかないうのが、現状だということを示していることにもなると思うんですけれども、その点についてもう一度、認識を伺います。

○福祉部長（田口茂夫君） 所得の格差につきましては、福祉施策におきまして、生活保護制度ですとか生計困難者制度、そういったものにおきましても、市においても様々な施策のほうは展開させていただいております。そういったところの活用をいただきながらですね、福祉施策につきましてはそれぞれの施策に、目的等に基づきまして適切に運営してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 2点お伺いしたいんですが、1点目は、この線、上の文章のところですね、5行とあと下に項目が並んでますけれども、この具体的な項目のところを見ると、何とかします、何とかしますということで、ちょっと一見、見たときに、これを義務として捉えられないような形で、表現の仕方もあると思っておりますけれども、そのあたり配慮していただけたらなというふうに思います。

それから、もう1点は、健幸都市ということなんですが、健康イコール幸せということでは、私はないと思っているんですが、多くの方がやはり何かしらこう、痛みを持っていたりとか、人には見えないところで病気を持っていたりということで、そういった中で暮らしているということの中で、そういった方の配慮というのをどのように考えているのかお伺いします。

○福祉部長（田口茂夫君） 文章の表現の問題ですとか、病気を抱えている方に対する配慮等々のことでございますけれども、基本的にはここに書いてあることが全て、当然それぞれの生活に合った、またその身体的状況を抱える中におきましてもですね、それ以上、悪化させないですとか、そういったところの自分の生活の中で、できる範囲の中で実施をしていただくことが大変重要なことというふうに思っております。

特に、先ほど課長からも申し上げました中におきまして、なかなかそれを知り得ていないと、また行動変容ができていないということが、一つの問題はあるかなというふうに思っております。そういったところも含めまして、今回の都市宣言におきまして、市民の皆様方にこういったことを理解をしていただきまして、自分の生活の中ででき得ることを認識をしていただきまして実行していただきたいと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 1つ伺います。

この健幸都市宣言の案を最初に見せていただいて、ちょっとイメージが湧かなかったものですから、他の自治体でも同様の名称で類似の宣言を行っているところの文章を見ました。そうしますと、東大和市は多摩湖の

ほとりの部分を除くと、ほぼ同じ文章に突き当たるもんですから、コピペってことはないとは思いますが、先進的な自治体にインスパイアされたという、そういうことなんだと思うんですけども。

この5つ並んでいる中で、東大和の固有の課題として、ここは特に重点なんだということが、この中にはあるのかどうか。もちろん人の心身の健康の話ですから、どこに住んでいたら課題は同じだって言い方もあるとは思いますが、特に問題にしてるところはあるのかどうかってことをお伺いしたいと思います。

一例ですけど、例えば東大和なんかでいえば、国の統計によりますと、人口当たりの診療所の数なんかは、26市の中では比較的下位にありますから、医療へのアクセスがしづらいだとか、そういった様々な具体的な問題があると思うんですね、幾つかもしあれば教えてください。

○福祉部長（田口茂夫君） 健康寿命の延伸におきまして、何をすれば延伸につながるかというのが、なかなか学術的にもまだ立証されてないというのが実態であるというふうに、国からもそういったことで報告がされておきまして、国におきましてもこの健康寿命の延伸につきましては、取り組んでいく中で、そういったところも様々研究をしていくというふうなところで、発表されているようなものもございます。当市におきまして、特段これが何か問題があるかというところというよりも、当市のほうで作成いたしました健康寿命の取組方針、こちら大きく5つの部分で掲げておりますので、それにそごうような形でこの宣言文をつくらせていただいております。そういったところで運動ですとか食事、社会参加、様々な要因の中で取り組んで、複合的に対応していくことが大事かなというふうに考えております。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 今御案内のとおり、複合的な要因があるから、これというふうに決めつけられないということはそのとおりなんだと思うんです。そうであるから、あの手も、この手もということになるわけでありまして、先ほども尾崎議員が触れましたけれども、例えば人とのつながり、社会活動に参加して維持するというようなことですか、この健康課のテーマから離れても、やれることは全部やるという、そういう立場に立っていただきたいというふうに思います。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 伺いたいですけれども、ここ健幸都市宣言のこの文章を見ますと、楽しく運動を続けるとか、おいしく食べるとか、進んで健診を受けるですとか、ここに書いてあることは、本当に市民の皆さんが、みんな願ってることだと私は思うんですけれども、ただ先ほども指摘したように、経済的な格差によって、こういうことがやりたくてもできないという方がいるわけで、本当は野菜、買いたいけど高く買えないとか、ひとり親の方なんかだと買っても、もうそれ調理する、子供がいたりして、もうダブルワークとかしてる方いますから、そういうものを買ってきて調理する時間もないとか、そういういろいろ、こういうここに書かれてるようなことがやりたくてもできない人が実際にいるわけで、市内にも。そういうことを考えたときに、東大和市としてそういう方たちに、もっと今より健康になっていただくために、どういうことができるのかということが、この健幸都市宣言の中から読み取れないんですけれども、何かそういうものを市として示すような、そういう検討とかはなされなかったのか、その点について伺います。

○福祉部長（田口茂夫君） 先ほどの答弁と若干重複をいたすかと思いますが、アクションプランのほうを、市としてもここで作成をさせていただいております。当然、既存事業も含めまして、既存事業が84事業、新規事業が6事業で、トータルで90事業というものを上げさせていただいております。これはそれぞれの5つにぶら下がるような形での項目になっております。そういった事業を捉えていながら、健康寿命の延伸を図って

まいりたいと、このように考えております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） その市の計画として、そのアクションプランの中で、市としてもこういうことをやっていくって、それはそれでいいと思うんですけども。ただ、市民の皆さんがこれを見たときに、そのアクションプランまで見に、思いつく人ってなかなかいないわけで、やっぱこういうものが今後どうように周知されていくのかというのは分からないですけども、まちなかどっかに掲示されるということになるのであれば、私は非常に冷たく感じるわけですけども、そういうふうに思う市民の方がいらっしゃると思うので、市が何をするかということ、やっぱりこの都市宣言の中に盛り込むべきだと思いますし、まだ市制50周年までやっぱり時間もありますので、そういったことをぜひ検討していただきたいと思いますが、その点について御認識を伺います。

○福祉部長（田口茂夫君） この都市宣言につきまして、市が何をするかということよりも、ここの前文にもありますとおり、「一人ひとりが協力して、限りある命を大切に、わたしたちは」、この「わたしたちは」というのは当初の案文にはなかったところで、パブリックコメントにおきまして御意見を頂いたところ、ここをあえて追加をさせていただきます。この「わたしたちは」というところの中身としましては、当然行政ですけども、市民の皆様、企業団体の皆様、そういった関わる全ての方々が、こういったところを目指し、宣言をするということになっております。そういったところで、ここに関わる多くの方々がその辺の実施をしていくと、意識を持って対応していくということが大事なというふうに考えております。

以上です。

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案について委員会付託を省略することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中間建二君） 起立多数。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔6番 尾崎利一君 登壇〕

○6番（尾崎利一君） 日本共産党を代表して、第25号議案 東大和市健幸都市宣言についてに反対の立場で討論します。

貧困化が広がるもとの、命と健康が危険にさらされています。質疑でも、その一端が明らかにされました。生活が厳しくて、楽しく運動するゆとりがない。お金がなくて必要な栄養を摂取できない。食べていくのもままならないのに、社会活動や健康診断など思いも寄らない。こうした実態が、様々な調査で明らかになってい

ます。

所得の格差が健康の格差に、命の格差につながらないようにする。そのために具体的な手だてを取るこそ、政治の役割であるはずで、市民に心がけを説くのではなく、この宣言に掲げられていることをやりたくてもできない実態に、頭にも浮かばないような追い詰められた実態に手を差し伸べることです。

この健幸都市宣言は、こうした市民の実態と、行政の果たすべき役割に無関心なだけでなく、場合によっては大きな社会問題である健康問題を個人の心がけの問題に解消する。健康を壊したのは、心がけが悪いという自己責任へと責任を転嫁する役割さえ果たしかねないものであり、反対です。

なお、東大和市は、6年連続で国民健康保険税の1億円値上げを推進しているのみならず、高過ぎて払い切れない滞納者には保険証を届けない。医療を受ける市民の権利を奪うということを行っています。市民に心がけを求める前に、こうしたことを直ちにやめ、医療を受ける権利を全市民に保障すべきです。

また、社会活動に参加し、世代を超えて人と触れ合い、楽しく交流する機会や、楽しく運動を続ける機会を狭めることになる。公民館、郷土博物館や学習等教養施設、集会所、さらに学校、体育館、校庭、教室などの有料化の検討を直ちに中止すべきです。

以上で、反対討論とします。

[6番 尾崎利一君 降壇]

[17番 木戸岡秀彦君 登壇]

○17番(木戸岡秀彦君) 公明党の木戸岡秀彦です。私は公明党を代表し、第25号議案 東大和市健幸都市宣言について、賛成の立場から討論を行います。

健康で長寿を全うすることは、全ての人間の願いであると思います。そのためには、健康寿命の延伸を図ることが重要となります。健康寿命とは、健康上の問題で日常生活が制限されることなく、生活できる期間とされています。今や医療や介護の質の向上、技術の進歩、また全国的な健康づくりの取組により、健康寿命は年々上昇し、人生100年時代と言われています。

医療、介護に係る利用者負担が増えていく中で、健康寿命延伸は医療費抑制などにつながる重要な取組になります。東大和市健幸都市宣言の策定準備においては、平成31年3月に健幸都市の実現に向けた東大和市健康寿命延伸取組方針が策定され、そして令和2年2月、東大和市健康寿命延伸取組方針アクションプランが策定され、新たな多くの取組が盛り込まれております。

その中でも、東京大学未来ビジョンの研究センターとの連携協定により、リビングラボの手法を用いたサービスやまちづくり、健康づくりなどの課題解決に向けた市民と自治体、大学、企業が一体の画期的な取組は、公明党が求めてきた食を通した総合的な健康づくり施策として大いに評価するものです。

今後とも東大和市健幸都市宣言に基づく、総合的な健康づくり施策をさらに大きく前進することを期待し、賛成の討論といたします。

[17番 木戸岡秀彦君 降壇]

○議長(中間建二君) 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中間建二君) 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

第25号議案 東大和市健幸都市宣言について、本案を原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中間建二君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第30 第26号議案 損害賠償額の決定及び和解について

○議長（中間建二君） 日程第30 第26号議案 損害賠償額の決定及び和解について、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

[副市長 小島昇公君 登壇]

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第26号議案 損害賠償額の決定及び和解につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本件につきましては、令和元年10月12日、土曜日に、台風19号の影響により発生いたしました、蔵敷一丁目地内における市立狭山緑地ののり面崩落に伴い、土砂が民家の外壁等を圧迫し損傷させたことに対しまして、賠償を行うものであります。

事故の状況から、市の管理に瑕疵があるといたしまして、相手方と協議を行ってまいりましたところ、損害賠償額が決定したことから、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、御提案申し上げるものでございます。

内容につきまして、御説明申し上げます。

件名は、市立狭山緑地ののり面崩落による住宅損害に係る損害賠償額の決定及び和解についてであります。

和解の相手方は、お手元の議案書に記載のとおりであります。

損害賠償額につきましては、外壁等の修繕費用75万530円を市が相手方に支払うものであります。

以上でございます。よろしく願い申し上げます。

[副市長 小島昇公君 降壇]

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第26号議案 損害賠償額の決定及び和解について、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第31 第16号議案 平成31年度東大和市一般会計補正予算（第4号）

○議長（中間建二君） 日程第31 第16号議案 平成31年度東大和市一般会計補正予算（第4号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第16号議案 平成31年度東大和市一般会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

平成31年度の予算執行も3月末をもって終了となりますが、令和元年の台風19号により発生しました蔵敷一丁目土砂災害の復旧に係る狭山緑地管理費、サービス利用者の増加等によります障害者に係る自立支援給付費等事業費、年度末に向けて各事業の予算執行状況等の精査などにより、歳入歳出予算の補正が必要となったこと。

また、蔵敷一丁目土砂災害の復旧事業に関連しまして、繰越明許費の設定及び地方債の追加が必要となりますことから、御提案申し上げるものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、第1項は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億8,319万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ337億8,094万円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

第2条は、繰越明許費で、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費によるものであります。

第3条は、地方債の補正で、地方債の追加は、第3表地方債補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。ここでは、各款におけます主な補正項目の説明とさせていただきます。

1の歳入であります。

第2款の地方譲与税は861万6,000円の増額で、自動車重量譲与税の増額等であります。

第3款から第8款までにつきましては、都税関係の交付金で、東京都からの決算見込み通知に基づき補正する内容であります。第3款の利子割交付金は205万8,000円の増額、第4款の配当割交付金は27万5,000円の減額、第5款の株式等譲渡所得割交付金は2,523万6,000円の増額、第7款の自動車取得税交付金は295万7,000

円の増額、第8款の環境性能割交付金は104万2,000円の増額であります。

第9款の地方特例交付金は1億840万円の増額で、子ども・子育て支援臨時交付金の計上によるものであります。

第14款の国庫支出金は2億538万2,000円の増額で、保育所等整備交付金及びプレミアム付商品券事務費補助金等の増額や、災害対策等緊急事業推進費補助金の計上等であります。

第15款の都支金は9,837万1,000円の増額で、市町村災害復旧・復興特別交付金の計上及び障害者自立支援給付費等負担金の増額等であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

第17款の寄附金は378万円の増額で、一般寄附金の増額であります。

第18款の繰入金は1億2,618万6,000円の減額で、財政調整基金とりくずしの減額であります。

第20款の諸収入は281万3,000円の増額で、都営バス公共負担清算金等の計上であります。

第21款の市債は5,100万円の増額で、市道第682号線災害復旧事業債及び狭山緑地法面補強事業債の計上であります。

4ページを御覧いただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第2款の総務費は954万9,000円の増額で、個人番号カード交付関係事務費等の増額であります。

第3款の民生費は1億770万2,000円の増額で、自立支援給付費等事業費及び民間保育園施設整備補助事業費の増額等であります。

第4款の衛生費は1,574万6,000円の増額で、救急医療体制整備事業費等の増額であります。

第8款の土木費は1億6,564万1,000円の増額で、狭山緑地管理費及び子ども広場管理費等の増額であります。

第10款の教育費は862万2,000円の増額で、教科書・指導書・副読本等購入事業費等の増額であります。

第12款の諸支出金は7,593万4,000円の増額で、基金積立金原資分の増額であります。蔵敷一丁目土砂災害の復旧事業に係る東京都からの災害復旧・復興特別交付金の一部を、り災救助及び災害復旧・復興基金に積み立てるものであります。

5ページをお開きいただきたいと存じます。

第2表、繰越明許費であります。

繰越事業は、第8款土木費、第3項都市計画費におけます狭山緑地法面補強等工事監理委託が1,100万円、狭山緑地法面補強等工事が1億4,015万6,000円で、合計は1億5,115万6,000円であります。

6ページを御覧いただきたいと存じます。

第3表地方債補正であります。

1の追加であります。

蔵敷一丁目土砂災害の復旧事業に係る借入れで、起債の目的及び限度額は、市道第682号線災害復旧事業が1,500万円、狭山緑地法面補強事業が3,600万円で、合計は5,100万円であります。

なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、それぞれ記載のとおりであります。

以上であります。補正予算の事項別明細書につきましては、企画財政部長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○企画財政部長（田代雄己君） これより、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。

9ページをお開きください。

歳入の説明を申し上げます。

2款地方譲与税は861万6,000円の増額であります。

1項1目1節地方揮発油譲与税は216万7,000円の減額、2項1目1節自動車重量譲与税は1,078万3,000円の増額であります。いずれも東京都からの決算見込み通知によるものであります。

11ページをお開きください。

3款1項1目1節利子割交付金は205万8,000円の増額で、東京都からの決算見込み通知によるものであります。

13ページをお開きください。

4款1項1目1節配当割交付金は27万5,000円の減額で、東京都からの決算見込み通知によるものであります。

15ページをお開きください。

5款1項1目1節株式等譲渡所得割交付金は2,523万6,000円の増額で、東京都からの決算見込み通知によるものであります。

17ページをお開きください。

7款1項1目1節自動車取得税交付金は295万7,000円の増額で、東京都からの決算見込み通知によるものであります。

19ページをお開きください。

8款1項1目1節環境性能割交付金は104万2,000円の増額で、東京都からの決算見込み通知によるものであります。

21ページをお開きください。

9款地方特例交付金、2項1目1節子ども・子育て支援臨時交付金は1億840万円の増額で、幼児教育の無償化に伴う地方負担分に対する交付金を計上するものであります。

23ページをお開きください。

14款国庫支出金は2億538万2,000円の増額であります。

1項国庫負担金は2,807万9,000円の増額であります。

1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金は2,240万6,000円の増額であります。

保険年金課の保険基盤安定負担金（国民健康保険分）は207万2,000円の増額であります。交付決定によるものであります。

障害福祉課の障害者自立支援給付費等負担金は2,033万4,000円の増額であります。対象経費の見込み増に伴う増額であります。

4目土木費国庫負担金、1節道路橋梁費負担金は567万3,000円の計上ですが、蔵敷一丁目土砂災害の復旧事業に係る公共土木施設災害復旧事業費負担金の計上であります。

2項国庫補助金は1億7,682万7,000円の増額であります。

1目総務費国庫補助金、2節戸籍住民基本台帳費補助金は336万9,000円の増額であります。個人番号カード交付関係事務の委任経費に係る事業費補助金の増額であります。

2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金は6,078万4,000円の増額であります。

保育対策総合支援事業費補助金は114万4,000円の増額であります。学童保育所等への巡回支援事業等に係るものであります。

保育所等整備交付金は5,964万円の増額であります。谷里保育園の施設整備に係る補助区分の変更に伴うものであります。

4目商工費国庫補助金、1節プレミアム付商品券事務費補助金は7,267万4,000円の増額であります。平成30年度に設定しました繰越明許費で支出した一般財源分を補填するものであります。

5目土木費国庫補助金、2節都市計画費補助金は4,000万円の増額であります。蔵敷一丁目土砂災害の復旧事業に係る災害対策等緊急事業推進費補助金の計上であります。

3項委託金、2目民生費委託金、2節国民年金費委託金は47万6,000円の増額であります。年金生活者支援給付金の支給業務に係る市町村事務取扱交付金の計上であります。

25ページをお開きください。

15款都支出金は9,837万1,000円の増額であります。

1項都負担金、1目民生費都負担金、1節社会福祉費負担金は1,614万9,000円の増額であります。

保険年金課の保険基盤安定負担金（国民健康保険分）は458万6,000円の増額、保険基盤安定負担金（後期高齢者医療分）は139万6,000円の増額であります。それぞれ交付決定によるものであります。

障害福祉課の障害者自立支援給付費等負担金は1,016万7,000円の増額であります。対象経費の見込み増に伴う増額であります。

2項都補助金は8,222万2,000円の増額であります。

1目総務費都補助金、8節市町村災害復旧・復興特別交付金は1億302万5,000円の増額であります。令和元年の台風19号等による災害の復旧・復興事業に対する交付金の計上であります。

2目民生費都補助金は2,120万3,000円の減額であります。

1節社会福祉費補助金は1,569万5,000円の減額であります。

グループホーム等支援事業費補助金は1,855万5,000円の減額であります。東京都の補助基準の変更に伴う減額であります。

重症心身障害児（者）通所事業補助金は286万円の増額であります。利用者数の見込み増に伴うものであります。

2節児童福祉費補助金は550万8,000円の減額であります。

幼稚園型一時預かり事業補助金は123万4,000円の増額であります。利用児童数の見込み増等によるものであります。

待機児童解消区市町村支援事業補助金は825万8,000円の減額であります。谷里保育園の施設整備に係るものであります。

保育サービス推進事業補助金は151万6,000円の増額であります。認定こども園の在籍児童数の見込み増に伴うものであります。

6目土木費都補助金、2節都市計画費補助金は40万円の増額であります。公園防犯設備整備補助金の増額であります。

27ページをお開きください。

17款1項寄附金、1目1節一般寄附金は378万円の増額であります。ふるさと納税受入額の見込み増に伴

うものであります。

29ページをお開きください。

18款繰入金、1項基金繰入金、1目1節財政調整基金繰入金は1億2,618万6,000円の減額であります。

一般会計補正予算（第4号）の財源調整として、財政調整基金のとりくずしを減額するものであります。

31ページをお開きください。

20款諸収入、5項1目1節雑入は281万3,000円の増額であります。

議会事務局の2件の見舞金であります。令和元年10月の台風19号により、災害救助法の適用を受けたことに伴い、全国市議会議長会及び関東市議会議長会からそれぞれ5万円ずつ被災見舞金を受け入れるため計上するものであります。

保育課の認証保育所補助金返還金は4,000円の計上であります。

都市計画課の都営バス公共負担清算金は270万9,000円の計上ですが、平成30年度の公共負担額が確定したことによるものであります。

33ページをお開きください。

21款1項市債は5,100万円の増額で、4目土木債も同額の新規計上であります。

1節道路橋梁債は1,500万円の計上ですが、市道第682号線災害復旧事業債の計上であります。

3節公園債は3,600万円の計上ですが、狭山緑地法面補強事業債の計上であります。

いずれの事業債も蔵敷一丁目土砂災害の復旧事業に係る借入れであります。

以上のようにいたしまして、歳入の補正予算額は3億8,319万4,000円の増額で、補正後の予算額は337億8,094万円となるものであります。

35ページをお開きください。

これより、歳出の説明を申し上げます。

2款総務費は954万9,000円の増額であります。

1項総務管理費は618万円の増額であります。

1目一般管理費は299万6,000円の増額であります。

2の人事管理事務費は152万7,000円の増額ですが、公務災害により負傷した臨時職員に対する療養補償費及び休業補償費の増額であります。

5の職員福利厚生事業費は7万2,000円の増額ですが、ロッカー購入費の計上であります。

16の古紙リサイクル事業費は139万7,000円の増額ですが、シュレッダーの修繕に係る備品修繕料の増額であります。

6目財産管理費、1の庁舎管理費は184万4,000円の増額ですが、令和2年4月からの市民部窓口業務等委託の本格実施に向けた電話線配線工事費の計上等であります。

7目企画費、1の企画業務費は50万9,000円の増額ですが、ふるさと納税に係る返礼品等の増額であります。

37ページをお開きください。

13目市民センター費は79万3,000円の増額であります。

2の奈良橋市民センター管理費は29万7,000円の増額ですが、非常用照明器具等に係る施設修繕料の増額であります。

7の南街市民センター管理費は37万2,000円の増額であります、トイレ等に係る施設修繕料の増額であります。

13の清原市民センター管理費は12万4,000円の増額であります、樹木剪定委託料の増額であります。

15目諸費は3万8,000円の増額であります。福祉関係等返還金の増額であります、過年度の精算に伴うものであります。

3項1目戸籍住民基本台帳費、4の個人番号カード交付関係事務費は336万9,000円の増額であります、地方公共団体情報システム機構交付金の増額であります。

39ページをお開きください。

3款民生費は1億770万2,000円の増額であります。

1項社会福祉費は5,271万1,000円の増額であります。

1目社会福祉総務費は566万3,000円の増額であります。

2の国民健康保険事業特別会計繰出金は877万5,000円の増額、5の後期高齢者医療特別会計繰出金は427万3,000円の減額であります、今回の特別会計の補正予算に伴うものであります。

15の東大和市社会福祉協議会運営補助事業費は28万円の増額であります、社会福祉協議会の事務棟入り口の点字ブロック等に係る施設修繕料の計上であります。

17の慰霊塔管理費は88万1,000円の増額であります、樹木剪定等委託料の増額であります。

41ページをお開きください。

4目障害者福祉費、4の自立支援給付費等事業費は4,704万8,000円の増額であります、サービス利用者の見込み増等に伴います自立支援給付費等の増額であります。

2項児童福祉費は5,499万1,000円の増額であります。

2目児童措置費は5,437万5,000円の増額であります。

6の認定こども園事業費は326万円の増額であります、幼稚園型一時預かり事業補助金等の増額であります。

11の民間保育園施設整備補助事業費は5,058万円の増額であります、谷里保育園の分園の新設に伴います施設整備補助金の増額であります。

12の病児・病後児保育事業費は53万5,000円の増額であります、国の基準単価の改定等に伴います病児・病後児保育委託料等の増額であります。

3目市立保育園費、2の狭山保育園運営費は25万4,000円の増額であります、給食食材等に係る賄い材料費の増額であります。

43ページをお開きください。

7目学童保育所費、1の学童保育所運営費は36万2,000円の増額であります、第九学童クラブにおけます非構造部材耐震化工事費の計上等であります。

45ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費は1,574万6,000円の増額であります。

1目保健衛生総務費、4の成人保健事業費は119万7,000円の増額であります、健康管理システム修正委託料の計上であります。

4目地域医療推進費、1の救急医療体制整備事業費は1,289万7,000円の増額であります、東大和病院にお

けます救急病床数の増に伴う救急医療体制整備事業補助金の増額であります。

5目休日診療費、1の休日急患診療所運営費は165万2,000円の増額であります、休日急患診療所におけます医薬材料費の増額等であります。

47ページをお開きください。

8款土木費は1億6,564万1,000円の増額であります。

2項道路橋梁費、1の道路維持費、4の道路補修事業費は300万円の増額で、令和元年の台風19号による蔵敷一丁目土砂災害に伴う土砂撤去経費等の確定に伴う道路補修費の増額であります。

3項都市計画費は1億6,264万1,000円の増額であります。

2目下水道費、1の下水道事業特別会計繰出金は150万1,000円の増額であります、今回の特別会計の補正予算に伴うものであります。

3目公園費は1億6,114万円の増額であります。

1の公園管理費は201万円の増額であります、上仲原公園に防犯カメラを設置するために、防犯カメラ設置工事費を増額するものであります。

2の狭山緑地管理費は1億5,346万5,000円の増額であります、令和元年の台風19号により被害を受けた蔵敷一丁目土砂災害の復旧事業に係る狭山緑地法面補強等工事費の計上等であります。

49ページをお開きください。

4のこども広場管理費は566万5,000円の増額であります、高木こども広場の用地を土地所有者に返還することに伴います原状復帰工事費の計上であります。

51ページをお開きください。

10款教育費は862万2,000円の増額であります。

1項教育総務費、3目教育指導費は683万4,000円の増額であります。

1の就学相談事業費は12万7,000円の増額であります、嘱託員の通勤等にかかる費用弁償の増額であります。

3の児童・生徒指導事業費は31万6,000円の増額であります、普通学級介助員等賃金の増額であります。

13の教科書・指導書・副読本等購入事業費は589万6,000円の増額であります、指導者用デジタル教科書購入費の計上であります。

16の教育センター運営費は49万5,000円の増額であります、第十小学校及び第二中学校のスクールカウンセラー室の移設に伴います電話線配線工事費の計上であります。

4項社会教育費、2目公民館費は128万9,000円の増額であります。

2の南街公民館事業費は57万4,000円の増額であります、ワイヤレスアンプ及びプロジェクター購入費の計上であります。

4の蔵敷公民館事業費は30万3,000円の増額であります、蔵敷公民館玄関のひさしに係る施設修繕料の増額であります。

53ページをお開きください。

6の上北台公民館事業費は41万2,000円の増額であります、ワイヤレスアンプ購入費の計上であります。

6項幼稚園費、1目教育振興費、3の私立幼稚園一時預かり事業費は49万9,000円の増額であります、利用児童数の見込み増に伴います幼稚園型一時預かり事業補助金の増額であります。

55ページをお開きください。

12款諸支出金、1項1目基金費、1の基金積立金（原資分）は7,593万4,000円の増額であります。これは繰越明許費を設定し、令和2年度に実施する予定の狭山緑地法面補強事業に対しまして、東京都から交付を受ける市町村災害復旧・復興特別交付金を、令和2年度の財源として活用するため、基金に積み立てるものであります。

以上のようにいたしまして、歳出の補正予算額は3億8,319万4,000円の増額で、補正後の予算額は337億8,094万円となるものであります。

以上で説明を終了させていただきます。よろしく願い申し上げます。

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

ここで10分間休憩いたします。

午後 4時30分 休憩

午後 4時38分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、あらかじめ会議時間の延長をしておきます。

質疑を行います。

○18番（東口正美君） 何点か質疑させていただきます。

36ページ、庁舎管理費、電話線配線工事ですけれども、これは具体的にどのような工事で、ロビー及び市民の窓口がどのように利便性が向上するような工事なのか教えてください。

続きまして、42ページ、民間保育園施設整備補助事業ですけれども、この事業によりまして何人の定員が増えるのか、待機児童対策どのように進むのか、お教えいただければと思います。

続きまして、48ページ、公園管理費、防犯カメラの設置は、どのような公園に何カ所、どのような形で工事というか設置がされるのか、お聞きします。

続きまして、狭山緑地の管理費ですけれども、ここだけではなくて先ほど基金に積み立てると、この昨年の災害復旧における取組だと思っておりますけれども、どのような復旧工事が行われ、予定も含めて総額どれぐらいの予算が必要とされているのか、分かる範囲でお教えいただければと思います。

もう一つ、52ページ、教育センター運営費でも、この電話線の配線工事が行われますけれども、具体的にどのような変化による工事なのか、お聞きしたいと思います。

○課税課長（真野 淳君） 補正予算書、36ページ、庁舎管理費の工事請負費、電話線配線工事費でございます。

市民部の窓口業務委託につきましては、委託業者によりまして電話対応も含まれております。この業務に対応するため、必要最小限の電話回線を増設するものであります。回線数は、保険年金課が3回線、課税課、3回線の合計6回線であります。

課税課の業務では、郵送によりまして所得照会や証明書交付依頼に対しまして、依頼内容の不備等に対応するために電話を使用することになります。郵送によりまして紹介件数は、年間おおよそ1,750件ぐらいとなっております。この全て電話対応することではございませんが、書類の不備等に対しまして依頼先との調整が必要となっております。

仮に現在の電話回線を増設せずに、既存の回線を委託業者側へ移行させた場合は、現状の正規職員2名に対

して、1回線という回線数を維持することができなくなります。これによりまして、正規職員が自席で電話対応ができなくなるなど、直営で行う業務に影響が出ることが予想されますことから、増設を行うものでございます。

以上でございます。

○保育課長（関田孝志君） 予算書42ページ、施設整備の関係でございます。

谷里保育園につきましては、年齢区分ごとに申し上げますとゼロ歳が2人、1歳が1人、2歳から5歳までが各2人ということで、計11名の増員を予定しているところでございます。

以上でございます。

○環境部長（松本幹男君） 補正予算書48ページ、まず1点目の公園管理費、防犯カメラ設置工事費増額でございますが、こちらにつきましては、設置する場所は上仲原公園を予定しております。どのような形で設置するかというところは、この公園のかなり広いというのがございますので、2か所に分けさせていただいて、予定としてはカメラを3台ぐらい設置できればというところで現在予定しております。

同じく48ページ、2点目、狭山緑地管理費でございますが、こちらのどのような工事になるかということと金額でございますが、まず工事の大きいところでの内容でいきますと、崩れたのり面が、今現状、仮復旧という形になっておりますので、それを本復旧するということです。主に崩れた場所について、道路からある程度の高さに関してはですね、ブロック積みの擁壁、こちらのほうを設置をして、土留めをするという予定しております。目安といたしまして、延長は55.3メートル、高さの擁壁でございますが、1.1メートルから2メートルという形で今考えております。

次の主な工事といたしましては、崩れたのり面、こちらののり面を、コンクリートでできた四角い格子状のものになるんですが、こちらを1メートルの枠、1.5メートルの枠、2メートルの枠ということで、3種類ほど考えてまして、そのコンクリート枠をアンカーで打つてのり面を固定するという、そんな形を考えてます。

そして、最後、水抜きのためのボーリングの穴を空けさせていただいて、附帯部分といたしましては、市道がかなり路盤が傷んでるという現地の状況がございますので、最後に市道の路面の復旧のほうを、ここで舗装の打ちかえをするということで、期間としましては工事入ってからですね、6か月はやはりかかってしまうという。ただ、工事入るまでに契約は今年度内を予定しておりますが、ただ工事入るまでに、やはり数カ月のちょっと準備期間がかかるというところで、今、調整をさせていただいてます。

金額につきましては、今設計委託をかけさせていただいてるところでございますが、一応予算の上限として、こちらの今回の補正額でございます1億4,015万6,000円、こちらが予算の上限として足りるであろうというところで、今考えております。

それと、最後にですね、今回の蔵敷一丁目の土砂崩れの関係で、総額どのぐらいかかってくるかというところでございますが、一応この補正予算書のところに掲載をさせていただいた狭山緑地管理費の1億5,346万5,000円。こちらが今回、本復旧するに当たっての予算総額というふうに今考えております。内訳としましては、委託料というところで要らない樹木の剪定を行う。それと、のり面補強工事を出すに当たりまして、やはり専門的な知識を持つての方のアドバイス、助言を頂きながら工事を進めていくべきであろうということで、こちらも予算として1,100万円を計上させていただいております。

それと、14節の使用料及び賃借料のところ、用地借上料がございます。これにつきましては、工事期間中に、やはり現地の奥のほうに、やはり生活をされている住民の方たちの皆さんがいらっしゃいますので、そこ

で基本的に道路を全面的に、その6か月の工事期間、止めるという考えは持ってないんですが、ただやはり、一時的な通行止めというのがどうしても生じてしまいますので、そのためにまずは奥に住まわれてる方の生活が、あまり現状から不便をかけさせるわけにはいかないというのがございますので、自家用自動車の駐車するための用地借り上げが1点。

もう一つは、工事をする際にですね、やはり重機、資機材、その置場がどうしても必要になりますので、その置場の経費として計上して、それでこちらのトータル、今回の補正予算で出させていただいたもので、工事を実施していこうというふうに考えております。

以上です……あとですね、失礼しました。本当の総額っていう意味でいきますと、私が今日、今述べたのは、あくまでも本復旧の経費ということでの1億5,346万5,000円を今見てるということでございますので、昨年、仮復旧してますので、そうするとこの金額に仮復旧でかかった土砂撤去等の経費というところで行きますと、2,074万7,703円という金額がかかっております。それ以外に、やはり用地借地料等もかかっているという部分がございますので、おおよそとして1億7,000万近くですね、最終的にはかかってくるであろうというところがございます。いかんせん、この本復旧もですね、一応今のところ何も起きなければというところがございますので、そこところは、ちょっと今の段階では本当の意味での仮復旧からの総額は、おおよそというところで大変恐縮ですが、以上でございます。

○**学校教育部参事（佐藤洋士君）** 補正予算書52ページ、教育センター運営費の電話線配線工事費についてであります。

この工事の対象となる学校は、第十小学校と第二中学校、いずれもスクールカウンセラー室の移設に伴うものであります。第十小学校のほうは、児童数の増加が見込まれているところで、現在、スクールカウンセラー室は普通教室を利用しておりますが、足りなくなる可能性があるということでの移設であります。第二中学校につきましては、現在のスクールカウンセラー室が、別棟のほうに設定がされていて、職員室の近くに移設することで相談業務の円滑化を図りたいということであります。

以上であります。

○**7番（上林真佐恵君）** 1点、お伺いします。

補正予算書22ページの子ども・子育て支援臨時交付金についてです。この名のとおり、子ども・子育て支援するための臨時交付金だと思うんですけども、これに対する歳出がちょっと見当たらないので、どういふことなのかお伺いします。

○**財政課長（鈴木俊也君）** 補正予算書21ページ、子ども・子育て支援臨時交付金についてでございます。

こちらのほう歳出の予算、今回、補正予算の計上がないということですが、こちらにつきましては交付金として、一般財源として取り扱うように国のほうから示されております。幼児教育の無償化に係る法令上の負担割合に基づきまして、市が負担する部分に充当すると、一般財源ですけれども、みなしという形で行うような形になりますので、既存の予算のほうに対して交付金が交付されるというところでございます。

以上でございます。

○**7番（上林真佐恵君）** こういう子ども・子育て支援臨時交付金ということですし、あと国の資料を見ますと、この臨時交付金の考え方として、何点か示されてまして、その中には施設整備ですとか……ああ、ごめんなさい——ああ、そうですね。施設の利用料ですとか、あと副食費ですね、この幼児教育・保育の無償化によって、新たな保護者負担となった副食費のそういうところに充てるですとか、幾つかそういう考え方としても示

されてますし、無償化によって今までよりも市の負担が9,000万円、毎年減るといようなことも、これまでの一般質問等の質問でも明らかになってますので、ぜひこの財源も利用して、副食費、保護者負担に使うといようなことも、ぜひ検討していただきたいんですが、その点についての御認識を伺います。

○**財政課長（鈴木俊也君）** 現在のところでございますが、今回のこの臨時交付金については、平成31年度に限られたものということでございますので、無償化に係る一般財源に充当をさせていただきたいと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○**15番（佐竹康彦君）** 1点確認をさせていただきます。

予算書51ページ、52ページの教科書・指導書・副読本等購入事業費の中の備品購入費、指導者用デジタル教科書購入費でございますけれども、このデジタル教科書の購入につきましては、小中全15校でよろしいのかということと、具体的にどのような、指導者用のデジタル教科書を購入されるのかということと、この購入によってどのような使われ方をするのか、学習指導の面でどのように扱われ方をされるのかということと、あと学年が終わるこの年度末の時期に、589万6,000円というかなり大きな支出になると思うんですけども、この時期に計上されたということの意味について教えていただければと思います。

○**学校教育部参事（佐藤洋士君）** 補正予算書52ページ、教科書・指導書・副読本等購入事業費、指導者用デジタル教科書購入費についてであります。

まず対象となる学校は、今回は小学校10校ということで考えております。具体的なこのデジタル教科書の内容といたしましては、算数、1年生から6年生まで、それと英語、5・6年生、この2教科で購入を考えてございます。

使われ方といたしましては、それぞれの算数、また英語の授業の中で、紙の教科書と併せてデジタル教科書を使うことによって、より子供たちの学習理解を図っていききたいということであります。具体的なデジタル教科書の内容としましては、拡大機能ですとか、書き込み機能、また音声の読み上げ機能、そしてアニメーションや動画の活用、そういったものを通して、児童の学習理解の一助としてまいりたいと考えてございます。

この時期の補正予算での計上ということでありますが、教科書が来年度から新しい教科書に変わります。したがって、来年度の採択をする教科書に合わせて、ここでデジタル教科書も購入をして、4月から活用できるようにしてまいりたいと考えております。

以上です。

○**4番（実川圭子君）** 補正予算書の48ページの狭山緑地の法面補強工事の件なんですけれども、このところは非常にお金もかかるということなんですけど、トウキョウサンショウウオの生息地ということもあったと思います。そのあたりの保全ということについても、この中で検討されてるのかどうかお伺いします。

それから、次に50ページのこども広場の管理費で、先ほどもちょっといろいろ質疑ありましたけれども、この高木こども広場の現状復帰というのは、あそこにある生えてる樹木とかも全部、取り払って更地にするのかということと、あとトイレが設置されていると思いますけれども、川沿いにあまりトイレがないので、そのトイレについて今後どうするのかお伺いします。

それから、もう一点、52ページの児童・生徒指導事業費の中の普通学級介助員等賃金増額についてなんですけど、介助を必要とする児童の方が、普通学級に入った方が増えたのかどうか、ちょっとこの増額の内容について教えてください。

○環境部長（松本幹男君） 補正予算書48ページ、狭山緑地管理費です。

今回の蔵敷一丁目ののり面等の補強工事、こちらの中でトウキョウサンショウウオの関係でございますが、現在も、つい数日前にですね、3匹ほど来ているよなんていうことを、今聞いて確認してるところでございますので、工事の設計、当然施工も含めてになります、その中では最大限、トウキョウサンショウウオが、今現在3匹、来ているという情報がございますので、そこには最大限配慮というかですね、気を配った中での工事を進めていきたいというふうに考えております。

続きまして、補正予算書の50ページ、こども広場管理費でございますが、これ返却に伴いまして、更地にするということでございますが、樹木も含めて撤去を行うという形になります。それとあと、ここにはトイレが1基設置してございます。こちらのトイレが、もう代替で使えるような状況に、確認したところになってないというのがございますので、これについてはちょっと廃棄をせざるを得ないトイレになっているかなというところでございます。それとあと、今御質問の中で空堀川にというお話もあったんですが、なかなかそこは河川管理者との調整がございますので、難しいかなというふうに認識しております。

以上です。

○教育総務課長（石川博隆君） 補正予算書51ページ、52ページの児童・生徒指導事業費の中の介助員の賃金の増額に関してでございますが、第十小学校におきまして、平成31年4月から介助の必要な児童が1名さらに増えました関係で、全部で3校の学校で介助の必要なお子さんが5名になったというところで、それに合わせた介助員を増員した形で対応しているというところでございます。

介助員の人数なんですけれども、今現在、今年の4月から入学されたお子さんに対して2名増員が図られまして、今現在は総員で12名という体制で介助に当たっているというような状況でございます。

以上です。

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第16号議案 平成31年度東大和市一般会計補正予算（第4号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第32 第17号議案 平成31年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（中間建二君） 日程第32 第17号議案 平成31年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第17号議案 平成31年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

年度末に向けて予算の執行状況等を精査いたしましたところ、一般被保険者に係る高額療養費及び結核・精神医療給付金の増額、保険基盤安定負担金の交付決定に伴います保険基盤安定制度繰入金増額の増額、保険給付費等交付金の東京都への返還に伴います基金費の減額等につきまして、歳入歳出予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げるものであります。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、第1項は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,328万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90億1,123万4,000円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。

1の歳入であります。

第4款の都支出金は440万円の増額で、保険給付費等交付金（普通交付金）の増額であります。

第5款の繰入金は877万5,000円の増額で、一般会計からの保険基盤安定制度繰入金及び職員給与費等繰入金の増額等であります。

第7款の諸収入は11万円の増額で、過年度の特定健康診査等負担金の増額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第1款の総務費は6,000円の増額で、費用弁償の増額により、一般管理費を増額するものであります。

第2款の保険給付費は440万円の増額で、一般被保険者高額療養費及び結核・精神医療給付金をそれぞれ増額するものであります。

第6款の諸支出金は887万9,000円の増額であります。保険給付費等交付金（普通交付金）の東京都への返還金の増額と、この増額等に伴いまして、基金費が減額となるものであります。

以上であります。歳入歳出予算の事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきたいと存じます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第17号議案 平成31年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第33 第18号議案 平成31年度東大和市下水道事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（中間建二君） 日程第33 第18号議案 平成31年度東大和市下水道事業特別会計補正予算（第3号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第18号議案 平成31年度東大和市下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

年度末に向けて予算の執行状況等を精査いたしましたところ、公共下水道管渠布設工事費及び荒川右岸東京流域下水道建設負担金等の減額と、このことに伴う市債の減額等が見込まれ、歳入歳出予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げるものであります。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、第1項は歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,237万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億1,065万9,000円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

第2条は、地方債の補正で、地方債の変更は、第2表地方債補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。

1の歳入であります。

第3款の国庫支出金は187万5,000円の減額で、対象経費の減額に伴う社会資本整備総合交付金の減額であります。

第6款の繰入金金は150万1,000円の増額で、今回の補正予算の財源調整として、一般会計繰入金を増額するものであります。

第9款の市債は7,200万円の減額で、起債対象事業費の減額に伴う公共下水道建設事業債及び荒川右岸東京流域下水道事業債の減額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第1款の総務費は285万2,000円の増額で、流域下水道維持管理負担金の増額等による維持管理費の増額であります。

第2款の事業費は7,325万2,000円の減額で、公共下水道管渠布設工事費及び荒川右岸東京流域下水道建設負担金等に係る建設事業費の減額であります。

第3款の公債費は197万4,000円の減額で、資本費平準化債の利子の減額であります。

次に、4ページの第2表地方債補正であります。

1の変更であります。

公共下水道建設事業につきましては、借入れの限度額を2,900万円から970万円に減額し、荒川右岸東京流域下水道事業につきましては、借入れの限度額を8,190万円から2,920万円に減額するもので、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じであります。

以上であります。補正予算の事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきたいと存じます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第18号議案 平成31年度東大和市下水道事業特別会計補正予算（第3号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第34 第19号議案 平成31年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

○議長（中間建二君） 日程第34 第19号議案 平成31年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第19号議案 平成31年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

平成31年度の東京都後期高齢者医療広域連合の負担金の確定に伴う広域連合納付金の増額など、歳入歳出予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げるものであります。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、第1項は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,936万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億4,594万6,000円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。

1の歳入であります。

第1款の後期高齢者医療保険料は3,366万1,000円の増額で、被保険者の増加等に伴う特別徴収保険料及び普通徴収保険料等の増額であります。

第2款の繰入金は427万3,000円の減額で、広域連合納付金等に係る一般会計からの繰入金として、療養給付費繰入金、保険基盤安定繰入金及びその他の繰入金を増額し、保険料軽減措置繰入金を減額するものであります。

第4款の諸収入は2万3,000円の減額で、人間ドック等受診料助成費に係る補助金の減額等であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第2款の広域連合納付金は2,876万7,000円の増額で、保険料等負担金、療養給付費負担金及び保険基盤安定負担金の増額と、保険料軽減措置負担金の減額を内容とする東京都後期高齢者医療広域連合への納付金の増額であります。

第3款の保健事業費は59万8,000円の増額で、人間ドック等受診料助成費の増額であります。

以上であります。補正予算の事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきたいと存じます。

よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（中間建二君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第19号議案 平成31年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

議事運営の都合上、ここで暫時休憩いたします。

午後 5時14分 休憩

午後 6時 2分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（中間建二君） 休憩中に議会運営委員会が開催されましたので、議会運営委員会委員長、佐竹康彦議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 佐竹康彦君 登壇〕

○15番（佐竹康彦君） 先ほど議会運営委員会が開催されましたので、内容の御報告を申し上げます。

2第4号陳情及び2第5号陳情の付託先等の協議につきましては、2月14日に開催されました第2回議会運営委員会において、第24号議案 東大和市子ども・子育て憲章の議決後ということになっておりましたので、改めて協議を行いました。

協議の中で、2第4号陳情及び2第5号陳情については、委員会付託するべきとの意見と、関連する第24号議案 東大和市子ども・子育て憲章が、既に本会議において可決されたことに伴い、議会意思の安定から審議不要となるものであることから、「議会運営委員会申し合わせ事項の8、請願及び陳情の取り扱いについての（2）の⑤」に該当し、審査しない陳情とするとの意見に分かれ、意見の一致が見られなかったため、陳情の

委員会付託の有無について起立採決を行い、起立少数で委員会付託しないことと決しました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

[議会運営委員会委員長 佐竹康彦君 降壇]

○議長（中間建二君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告を終了いたします。

日程第35 陳情の付託

○議長（中間建二君） 日程第35 陳情の付託を行います。

2月14日、正午までに受理した陳情を、お手元に御配付してあります文書表のとおり、2第1号陳情につきましては厚生文教委員会に、2第2号陳情につきましては総務委員会に、2第3号陳情につきましては厚生文教委員会に、それぞれ審査を付託いたします。

○議長（中間建二君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

ここで、会議の休会についてお諮りいたします。

2月25日及び26日につきましては、会議を休会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

○議長（中間建二君） これをもって本日の会議を散会いたします。

午後 6時 4分 散会